

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>Ⅱ. 保険監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ-4 業務の適切性</p> <p>Ⅱ-4-2 保険募集管理態勢</p> <p>保険会社は、保険募集人が保険契約者等の利益を害することがないよう、適正な保険募集管理態勢を確立する必要がある。</p> <p>このため、以下のような措置等について、適切に実行するとともに、内部監査部門による監査や代理店監査等を通じて、事後的に適切性等を検証し、必要に応じて改善を図ることが求められる。</p> <p>Ⅱ-4-2-1 適正な保険募集管理態勢の確立</p> <p>（新設）</p>	<p>Ⅱ. 保険監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ-4 業務の適切性</p> <p>Ⅱ-4-2 保険募集管理態勢</p> <p>保険会社及び保険募集人は、保険契約者等の利益を害することがないよう、適正な保険募集管理態勢を確立する必要がある。</p> <p>このため、以下のような措置等について、適切に実行するとともに、内部監査部門による監査や代理店監査等を通じて、事後的に適切性等を検証し、必要に応じて改善を図ることが求められる。</p> <p>Ⅱ-4-2-1 適正な保険募集管理態勢の確立</p> <p><u>(1) 保険募集の意義</u></p> <p>① <u>法第 2 条第 26 項に規定する保険募集とは、以下のア. からエ. の行為をいう。</u></p> <p>ア. <u>保険契約の締結の勧誘</u></p> <p>イ. <u>保険契約の締結の勧誘を目的とした保険商品の内容説明</u></p> <p>ウ. <u>保険契約の申込の受領</u></p> <p>エ. <u>その他の保険契約の締結の代理又は媒介</u></p> <p>② <u>なお、上記エ. に該当するか否かについては、一連の行為の中で、当該行為の位置付けを踏まえたうえで、以下のア. 及びイ. の要件に照らして、総合的に判断するものとする。</u></p> <p>ア. <u>保険会社又は保険募集人などからの報酬を受け取る場合や、保険会社又は保険募集人と資本関係等を有する場合など、保険会社又は保険募集人が行う募集行為と一体性・連続性を推測させる事情があること。</u></p> <p>イ. <u>具体的な保険商品の推奨・説明を行うものであること。</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
(新設)	<p>(2) 「募集関連行為」について</p> <p><u>契約見込客の発掘から契約成立に至るまでの広い意味での保険募集のプロセスのうち上記(1)に照らして保険募集に該当しない行為(以下、「募集関連行為」という。)については、直ちに募集規制が適用されるものではない。</u></p> <p><u>しかし、保険会社又は保険募集人においては、募集関連行為を第三者に委託し、又はそれに準じる関係に基づいて行わせる場合には、当該募集関連行為を受託した第三者(以下、「募集関連行為従事者」という。)が不適切な行為を行わないよう、例えば、以下の①から③の点に留意しているか。</u></p> <p><u>また、保険会社は、保険募集人が、募集関連行為を第三者に委託し、又はそれに準じる関係に基づいて行わせている場合には、保険募集人がその規模や業務特性に応じた適切な委託先管理等を行うよう指導しているか。</u></p> <p><u>(注1) 募集関連行為とは、例えば、保険商品の推奨・説明を行わず契約見込客の情報を保険会社又は保険募集人に提供するだけの行為や、比較サイト等の商品情報の提供を主たる目的としたサービスのうち保険会社又は保険募集人からの情報を転載するにとどまるものが考えられる。</u></p> <p><u>(注2) ただし、例えば、以下の行為については、保険募集に該当し得ることに留意する必要がある。</u></p> <p><u>ア. 業として特定の保険会社の商品(群)のみを見込み客に対して積極的に紹介して、保険会社又は保険募集人などから報酬を得る行為</u></p> <p><u>イ. 比較サイト等の商品情報の提供を主たる目的としたサービスを提供する者が、保険会社又は保険募集人などから報酬を得て、具体的な保険商品の推奨・説明を行う行為</u></p> <p><u>(注3) 例えば、以下の行為のみを行う場合には、上記の要件に照らし</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>て、基本的に保険募集・募集関連行為のいずれにも該当しないものと考えられる。</u></p> <p><u>ア. 保険会社又は保険募集人の指示を受けて行う商品案内チラシの単なる配布</u></p> <p><u>イ. コールセンターのオペレーターが行う、事務的な連絡の受付や事務手続き等についての説明</u></p> <p><u>ウ. 金融商品説明会における、一般的な保険商品の仕組み、活用法等についての説明</u></p> <p><u>エ. 保険会社又は保険募集人の広告を掲載する行為</u></p> <p><u>(注 4) 保険募集人が保険募集業務そのものを外部委託することは、法第 275 条第 3 項に規定する保険募集の再委託に該当するため、原則として許容されないことに留意する。</u></p> <p><u>① 募集関連行為従事者において、保険募集行為又は特別利益の提供等の募集規制の潜脱につながる行為が行われていないか。</u></p> <p><u>② 募集関連行為従事者が運営する比較サイト等の商品情報の提供を主たる目的としたサービスにおいて、誤った商品説明や特定商品の不適切な評価など、保険募集人が募集行為を行う際に顧客の正しい商品理解を妨げるおそれのある行為を行っていないか。</u></p> <p><u>③ 募集関連行為従事者において、個人情報の第三者への提供に係る顧客同意の取得などの手続が個人情報の保護に関する法律等に基づき、適切に行われているか。</u></p> <p><u>また、募集関連行為従事者への支払手数料の設定について、慎重な対応を行っているか。</u></p> <p><u>(注) 例えば、保険募集人が、高額な紹介料やインセンティブ報酬を払って募集関連行為従事者から見込み客の紹介を受ける場合、一般的にそのような報酬体系は募集関連行為従事者が本来行うことができな具体的保険商品の推奨・説明を行う蓋然性を高めると考えられることに留意する。</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(1) 保険募集人の採用・委託・登録・届出</p> <p>① (略)</p> <p>② 以下のいずれかの業務を行う者は、法第 276 条に規定する特定保険募集人（法第 276 条に規定する「特定保険募集人」のうち、「少額短期保険募集人」を除いた者をいう。以下同じ。）の登録、及び損害保険代理店の役員又は使用人の場合は、法第 302 条に規定する届出を行っているか。</p> <p>ア. <u>保険契約の締結の勧誘</u></p> <p>イ. <u>保険契約の締結の勧誘を目的とした保険商品の内容説明</u></p> <p>ウ. <u>保険契約の申込みの受領</u></p> <p>エ. <u>その他の保険契約の締結の代理又は媒介</u></p> <p><u>(注) 登録・届出の可否については、一連の行為の中で当該行為の位置付けを踏まえたうえで、総合的に判断する必要があるが、例えば、以下に掲げる行為のみを行う者は、基本的に上記の登録・届出は不要であると考えられる。</u></p> <p><u>(ア) 保険募集人の指示を受けて行う、商品案内チラシの単なる配布</u></p> <p><u>(イ) コールセンターのオペレーターが行う、事務的な連絡の受付や事務手続き等についての説明</u></p> <p><u>(ウ) 金融商品説明会における、一般的な保険商品の仕組み、活用法等についての説明</u></p> <p>③ 生命保険会社においては、法人等に対し、登録を行わずに保険代理店委託を行うなどにより、法令等を潜脱する行為を排除する措置を講じているか。</p> <p>例えば、法人等に対して、紹介代理店委託を行うなどにより、紹介料等の名目で対価性のない金銭の支払いその他の便宜供与を行っていないか。</p>	<p>(3) 保険募集人の採用・委託・登録・届出</p> <p>① (略)</p> <p>② 保険募集を行う者は、法第 276 条に規定する特定保険募集人（法第 276 条に規定する「特定保険募集人」のうち、「少額短期保険募集人」を除いた者をいう。以下同じ。）の登録、及び損害保険代理店の役員又は使用人の場合は、法第 302 条に規定する届出を行っているか。</p> <p>③ 生命保険会社においては、法人等に対し、登録を行わずに保険代理店委託を行うなどにより、法令等を潜脱する行為を排除する措置を講じているか。</p> <p>例えば、法人等に対して、紹介代理店委託を行うなどにより、紹介料等の名目で対価性のない金銭の支払いその他の便宜供与を行っていないか。</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(2) 特定保険募集人等の教育・管理・指導（略）</p> <p>Ⅱ-4-2-2 保険契約の募集上の留意点 (1) (略)</p> <p>(2) <u>法第 295 条関係（損害保険代理店に係る自己契約の禁止）</u>（略）</p> <p>(3) <u>法第 300 条第 1 項第 1 号関係</u> ① <u>保険契約の契約条項のうち重要な事項を告げる場合は、保険契約の種類及び性質等に応じて適正に行われているか。</u> ② <u>重要な事項を告げるにあたっては、重要な事項のうち顧客が保険商品の内容を理解するために必要な情報（以下、「契約概要」という。）と顧客に対して注意喚起すべき情報（以下、「注意喚起情報」という。）について、分類のうえ告げられているか。</u> なお、「契約概要」と「注意喚起情報」の主な項目は、以下のとおりとする。 （注 1）<u>団体保険又は団体契約、財形保険について、保険契約者である団体に対して行うものは本項目の対象としない。</u> <u>なお、重要事項説明書、約款等の他の方法により、当該団体に対して重要な事項を適正に告げる必要があることに留意すること。</u> （注 2）<u>法第 300 条の 2 に規定する特定保険契約（以下、「特定保険契約」という。）については、法第 300 条第 1 項第 1 号の規定は適用されず、法第 300 条の 2 で準用する金融商品取引法（以下、「準用金融商品取引法」という。）第 37 条の 3 第 1 項に規定する書面（以下、「契約締結前交付書面」という。）を交付する必要があることに留意すること。</u></p>	<p>(4) 特定保険募集人等の教育・管理・指導（略）</p> <p>Ⅱ-4-2-2 保険契約の募集上の留意点 (1) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(2) <u>法第 294 条、第 300 条の 2 関係（情報提供義務）</u> ① <u>保険会社又は保険募集人は、保険契約の締結又は保険募集等に関し、保険契約の種類及び性質等を踏まえ、保険契約の内容その他保険契約者等に参考となるべき情報の提供を適正に行っているか。</u> ② <u>書面の交付又はこれに代替する電磁的方法により、情報の提供を行うにあたっては、顧客が保険商品の内容を理解するために必要な情報（以下、「契約概要」という。）と顧客に対して注意喚起すべき情報（以下、「注意喚起情報」という。）について、記載しているか。</u> なお、「契約概要」と「注意喚起情報」の主な項目は、以下のとおりとする。 （注 1）<u>「契約概要」と「注意喚起情報」について、同一媒体を用いて一体で記載している場合には、以下のア.（ア）及びイ.（ア）について省略したうえで、当該情報が「契約情報」（法第 294 条に基づく情報（その他の参考情報を除く。）をいう。）であることを表示することで足りる。</u> （注 2）<u>法第 300 条の 2 に規定する特定保険契約（以下、「特定保険契約」という。）については、法第 294 条第 1 項の規定は適用されず、法第 300 条の 2 で準用する金融商品取引法（以下、「準用金融商品取引法」という。）第 37 条の 3 第 1 項に規定する書面（以下、「契約締結前交付書面」という。）を交付する必要があることに留意すること。</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p><u>（注3） 第二分野の保険商品については、自動車保険、火災保険、賠償責任保険等であって、事業活動に伴い事業者が被る損害をてん補する保険商品でない場合を本項目の対象とする。</u></p> <p><u>なお、本項目の対象とならない保険商品についても、重要事項説明書、約款等の他の方法により、顧客に対して重要な事項を適正に告げる必要があることに留意すること。</u></p> <p>ア. 「契約概要」の項目</p> <p>（ア） 当該情報が「契約概要」であること。</p> <p>（イ） 商品の仕組み</p> <p>（ウ） 保障（補償）の内容</p> <p>（注） 保険金等の支払事由、支払事由に該当しない場合及び免責事由等の保険金等を支払わない場合について、それぞれ主なものを記載すること。</p> <p>保険金等を支払わない場合が通例でないときは、特に記載すること。</p> <p>（エ） 付加できる主な特約及びその概要</p> <p>（オ） 保険期間</p> <p>（カ） 引受条件（保険金額等）</p> <p>（キ） 保険料に関する事項</p> <p>（ク） 保険料払込みに関する事項（保険料払込方法、保険料払込期間）</p> <p>（ケ） 配当金に関する事項（配当金の有無、配当方法、配当額の決定方法）</p> <p>（コ） 解約返戻金等の有無及びそれらに関する事項</p> <p>イ. 「注意喚起情報」の項目</p> <p>（ア） 当該情報が「注意喚起情報」であること。</p> <p>（イ） クーリング・オフ（法第309条第1項に規定する保険契約の申込みの撤回等）</p> <p>（ウ） 告知義務等の内容</p>	<p>（削除）</p> <p>ア. 「契約概要」の項目</p> <p>（ア） 当該情報が「契約概要」であること。</p> <p>（イ） 商品の仕組み</p> <p>（ウ） 保障（補償）の内容</p> <p>（注） 保険金等の支払事由、支払事由に該当しない場合及び免責事由等の保険金等を支払わない場合について、それぞれ主なものを記載すること。</p> <p>保険金等を支払わない場合が通例でないときは、特に記載すること。</p> <p>（エ） 付加できる主な特約及びその概要</p> <p>（オ） 保険期間</p> <p>（カ） 引受条件（保険金額等）</p> <p>（キ） 保険料に関する事項</p> <p>（ク） 保険料払込みに関する事項（保険料払込方法、保険料払込期間）</p> <p>（ケ） 配当金に関する事項（配当金の有無、配当方法、配当額の決定方法）</p> <p>（コ） 解約返戻金等の有無及びそれらに関する事項</p> <p>イ. 「注意喚起情報」の項目</p> <p>（ア） 当該情報が「注意喚起情報」であること。</p> <p>（イ） クーリング・オフ（法第309条第1項に規定する保険契約の申込みの撤回等）</p> <p>（ウ） 告知義務等の内容</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(注) 危険増加によって保険料を増額しても保険契約が継続できない（保険期間の途中で終了する）場合がある旨の約款の定めがあるときは、それがどのような場合であるか、記載すること。</p> <p>(エ) 責任開始期</p> <p>(オ) 支払事由に該当しない場合及び免責事由等の保険金等を支払わない場合のうち主なもの。</p> <p>(注) 通例でないときは、特に記載すること。</p> <p>(カ) 保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活等</p> <p>(注) 保険料の自動振替貸付制度を備えた保険商品については、当該制度の説明を含む。</p> <p>(キ) 解約と解約返戻金の有無</p> <p>(ク) セーフティネット</p> <p>(ケ) 手続実施基本契約の相手方となる指定 ADR 機関（法第 2 条第 28 項に規定する「指定紛争解決機関」をいう。以下同じ。）の商号又は名称（指定 ADR 機関が存在しない場合には、苦情処理措置及び紛争解決措置の内容）</p> <p>(コ) 補償重複に関する以下の事項</p> <p>(注) 補償重複とは、複数の損害保険契約の締結により、同一の被保険利益について同種の補償が複数存在している状態をいう。</p> <p>a. 補償内容が同種の保険契約が他にある場合は、補償重複となることがあること</p> <p>b. 補償重複の場合の保険金の支払に係る注意喚起</p> <p>c. 補償重複の主な事例</p> <p>(サ) 特に法令等で注意喚起することとされている事項</p> <p>③ <u>顧客から重要な事項を了知した旨を十分に確認し、事後に確認状況を検証できる態勢にあるか。</u></p>	<p>(注) 危険増加によって保険料を増額しても保険契約が継続できない（保険期間の途中で終了する）場合がある旨の約款の定めがあるときは、それがどのような場合であるか、記載すること。</p> <p>(エ) 責任開始期</p> <p>(オ) 支払事由に該当しない場合及び免責事由等の保険金等を支払わない場合のうち主なもの。</p> <p>(注) 通例でないときは、特に記載すること。</p> <p>(カ) 保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活等</p> <p>(注) 保険料の自動振替貸付制度を備えた保険商品については、当該制度の説明を含む。</p> <p>(キ) 解約と解約返戻金の有無</p> <p>(ク) セーフティネット</p> <p>(ケ) 手続実施基本契約の相手方となる指定 ADR 機関（法第 2 条第 28 項に規定する「指定紛争解決機関」をいう。以下同じ。）の商号又は名称（指定 ADR 機関が存在しない場合には、苦情処理措置及び紛争解決措置の内容）</p> <p>(コ) 補償重複に関する以下の事項</p> <p>(注) 補償重複とは、複数の損害保険契約の締結により、同一の被保険利益について同種の補償が複数存在している状態をいう。</p> <p>a. 補償内容が同種の保険契約が他にある場合は、補償重複となることがあること。</p> <p>b. 補償重複の場合の保険金の支払に係る注意喚起</p> <p>c. 補償重複の主な事例</p> <p>(サ) 特に法令等で注意喚起することとされている事項</p> <p>(削除)</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p><u>(4) 準用金融商品取引法第 37 条の 3 関係</u></p> <p><u>① 契約締結前交付書面の交付を行う場合は、特定保険契約の種類及び性質等に応じて適切に行われているか。</u></p> <p><u>② 契約締結前交付書面に関し、「契約概要」と「注意喚起情報」に分類のうえ、書面を作成し、交付しているか。</u> なお、契約締結前交付書面の主な項目は以下のとおりとする。</p> <p><u>(注 1) 団体保険又は団体契約、財形保険について、保険契約者である団体に対して行うものは本項目の対象としない。</u> <u>ただし、当該団体に対して準用金融商品取引法第 37 条の 3 第 1 項の規定に従い、契約締結前交付書面を交付する必要があることに留意すること。</u></p> <p><u>(注 2) 第二分野の保険商品については、自動車保険、火災保険、賠償責任保険等であって、事業活動に伴い事業者が被る損害をてん補する保険商品でない場合を本項目の対象とする。</u> <u>ただし、本項目の対象とならない保険商品についても、準用金融商品取引法第 37 条の 3 第 1 項の規定に従い、契約締結前交付書面を交付する必要があることに留意すること。</u></p> <p><u>(注 3) 「契約概要」と「注意喚起情報」を一体で作成する場合、「契約締結前交付書面の内容を十分に読むべきこと」を契約締結前交付書面の冒頭に記載し、以下のア. (ア) 及びイ. (ア) を省略することができる。</u> また、この場合、以下のア. (イ) 及びイ. (エ) はどちらか一方を省略することができる。</p> <p>ア. 「契約概要」の項目（準用金融商品取引法第 37 条の 3 第 1 項第 3 号等関係） <u>(ア) 当該情報が「契約概要」であり、その内容を十分に読むべきこと。</u> <u>(イ) 保険会社の商号又は名称及び住所</u> (注) その連絡方法についても、明示すること。</p>	<p><u>③ 準用金融商品取引法第 37 条の 3 関係</u></p> <p><u>ア. 保険会社又は保険募集人は契約締結前交付書面の交付を行う場合、特定保険契約の種類及び性質等に応じて適切に行っているか。</u></p> <p><u>イ. 契約締結前交付書面に関し、「契約概要」と「注意喚起情報」について、書面を作成し、交付しているか。</u> なお、契約締結前交付書面の主な項目は以下のとおりとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(注) 「契約概要」と「注意喚起情報」を記載した書面を一体で作成する場合、「契約締結前交付書面の内容を十分に読むべきこと」を契約締結前交付書面の冒頭に記載し、以下の (ア) a. 及び (イ) a. を省略することができる。 また、この場合、以下の (ア) b. 及び (イ) d. はどちらか一方を省略することができる。</p> <p><u>(ア) 「契約概要」の項目（準用金融商品取引法第 37 条の 3 第 1 項第 3 号等関係）</u> <u>a. 当該情報が「契約概要」であり、その内容を十分に読むべきこと。</u> <u>b. 保険会社の商号又は名称及び住所</u> (注) その連絡方法についても、明示すること。</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p><u>(ウ)</u> 商品の仕組み</p> <p><u>(エ)</u> 保障（補償）の内容</p> <p>（注） 保険金等の支払事由、支払事由に該当しない場合及び免責事由等の保険金等を支払わない場合について、それぞれ主なものを記載すること。</p> <p>保険金等を支払わない場合が通例でないときは、特に記載すること。</p> <p><u>(オ)</u> 付加できる主な特約及びその概要</p> <p><u>(カ)</u> 保険期間</p> <p><u>(キ)</u> 引受条件（保険金額等）</p> <p><u>(ク)</u> 保険料に関する事項</p> <p><u>(ケ)</u> 保険料払込みに関する事項（保険料払込方法、保険料払込期間）</p> <p><u>(コ)</u> 配当金に関する事項（配当金の有無、配当方法、配当額の決定方法）</p> <p><u>(サ)</u> 解約返戻金等の水準及びそれらに関する事項</p> <p>以下に掲げる商品については、各商品ごとに以下の項目も記載するものとする。</p> <p>（変額保険、変額年金保険）</p> <p><u>(シ)</u> 特別勘定に属する資産の種類及びその評価方法</p> <p><u>(ス)</u> 特別勘定に属する資産の運用方針</p> <p><u>(セ)</u> 諸費用に関する事項（保険契約関係費、資産運用関係費等）</p> <p><u>(ソ)</u> 特別勘定に属する資産の運用実績により将来における保険金等の額が変動し、不確実であること及び損失が生ずるおそれがあること。</p> <p><u>(タ)</u> 上記<u>(シ)</u>から<u>(ソ)</u>の項目のほか、規則第53条第1項第5号及び同項第6号に規定する書面を参照すること。</p> <p>（外貨建て保険）</p> <p><u>(シ)</u> 保険金等の支払時における外国為替相場により円に換算し</p>	<p><u>c.</u> 商品の仕組み</p> <p><u>d.</u> 保障（補償）の内容</p> <p>（注） 保険金等の支払事由、支払事由に該当しない場合及び免責事由等の保険金等を支払わない場合について、それぞれ主なものを記載すること。</p> <p>保険金等を支払わない場合が通例でないときは、特に記載すること。</p> <p><u>e.</u> 付加できる主な特約及びその概要</p> <p><u>f.</u> 保険期間</p> <p><u>g.</u> 引受条件（保険金額等）</p> <p><u>h.</u> 保険料に関する事項</p> <p><u>i.</u> 保険料払込みに関する事項（保険料払込方法、保険料払込期間）</p> <p><u>j.</u> 配当金に関する事項（配当金の有無、配当方法、配当額の決定方法）</p> <p><u>k.</u> 解約返戻金等の水準及びそれらに関する事項</p> <p>以下に掲げる商品については、各商品ごとに以下の項目も記載するものとする。</p> <p>（変額保険、変額年金保険）</p> <p><u>l.</u> 特別勘定に属する資産の種類及びその評価方法</p> <p><u>m.</u> 特別勘定に属する資産の運用方針</p> <p><u>n.</u> 諸費用に関する事項（保険契約関係費、資産運用関係費等）</p> <p><u>o.</u> 特別勘定に属する資産の運用実績により将来における保険金等の額が変動し、不確実であること及び損失が生ずることとなるおそれがあること。</p> <p><u>p.</u> 上記<u>l.</u>から<u>o.</u>の項目のほか、規則第234条の21の2第1項第8号に規定する書面を参照すること。</p> <p>（外貨建て保険）</p> <p><u>l.</u> 保険金等の支払時における外国為替相場により円に換算し</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>た保険金等の額が、保険契約時における外国為替相場による円に換算した保険金等の額を下回る場合があること及び損失が生ずるおそれがあること。</p> <p><u>(ス)</u> 外国通貨により契約を締結することにより、特別に生じる手数料等の説明</p> <p>(MVA (Market Value Adjustment) (注) を利用した商品)</p> <p><u>(シ)</u> 市場金利に応じた運用資産の価格変動を解約返戻金額に反映させる保険であることの説明</p> <p><u>(ス)</u> 保険契約の締結から一定の期間内に解約された場合、解約返戻金額が市場金利に応じて計算されるため、損失が生ずるおそれがあること。</p> <p><u>(セ)</u> 諸費用に関する事項（運用期間中の費用等）</p> <p>(注) MVA (Market Value Adjustment) とは、保険料積立金（保険法第 63 条に規定する保険料積立金をいう。）に契約時と解約時の金利差によって生じる運用対象資産の時価変動に基づく調整を加えたものを解約返戻金とする仕組みをいう。</p> <p>イ. 「注意喚起情報」の項目（準用金融商品取引法第 37 条の 3 第 1 項第 7 号（規則第 234 条の 24）等関係）</p> <p><u>(ア)</u> 当該情報が「注意喚起情報」であり、その内容を十分に読むべきこと。</p> <p><u>(イ)</u> 諸費用に関する事項の概要</p> <p><u>(ウ)</u> 損失が生ずるおそれがあること。</p> <p>(注 1) 当該損失の直接の原因となる指標、及び当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある理由についても明示すること。</p> <p>(注 2) 上記 <u>(イ)</u> 及び <u>(ウ)</u> は、「注意喚起情報」の冒頭の枠の中で記載すること。</p> <p><u>(エ)</u> 保険会社の商号又は名称及び住所</p>	<p>た保険金等の額が、保険契約時における外国為替相場による円に換算した保険金等の額を下回る場合があること及び損失が生ずることとなるおそれがあること。</p> <p><u>m.</u> 外国通貨により契約を締結することにより、特別に生じる手数料等の説明</p> <p>(MVA (Market Value Adjustment) (注) を利用した商品)</p> <p><u>l.</u> 市場金利に応じた運用資産の価格変動を解約返戻金額に反映させる保険であることの説明</p> <p><u>m.</u> 保険契約の締結から一定の期間内に解約された場合、解約返戻金額が市場金利に応じて計算されるため、損失が生ずることとなるおそれがあること。</p> <p><u>n.</u> 諸費用に関する事項（運用期間中の費用等）</p> <p>(注) MVA (Market Value Adjustment) とは、保険料積立金（保険法第 63 条及び第 92 条に規定する保険料積立金をいう。）に契約時と解約時の金利差によって生じる運用対象資産の時価変動に基づく調整を加えたものを解約返戻金とする仕組みをいう。</p> <p><u>(イ)</u> 「注意喚起情報」の項目（準用金融商品取引法第 37 条の 3 第 1 項第 7 号（規則第 234 条の 24）等関係）</p> <p><u>a.</u> 当該情報が「注意喚起情報」であり、その内容を十分に読むべきこと。</p> <p><u>b.</u> 諸費用に関する事項の概要</p> <p><u>c.</u> 損失が生ずるおそれがあること。</p> <p>(注 1) 当該損失の直接の原因となる指標、及び当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある理由についても明示すること。</p> <p>(注 2) 上記 <u>b.</u> 及び <u>c.</u> は、「注意喚起情報」の冒頭の枠の中で記載すること。</p> <p><u>d.</u> 保険会社の商号又は名称及び住所</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(注) その連絡方法についても、明示すること。</p> <p><u>(オ)</u> クーリング・オフ（法第 309 条第 1 項に規定する保険契約の申込みの撤回等）</p> <p><u>(カ)</u> 告知義務等の内容</p> <p>(注) 危険増加によって保険料を増額しても保険契約が継続できない（保険期間の途中で終了する）場合がある旨の約款の定めがあるときは、それがどのような場合であるか、記載すること。</p> <p><u>(キ)</u> 責任開始期</p> <p><u>(ク)</u> 支払事由に該当しない場合及び免責事由等の保険金等を支払わない場合のうち主なもの。</p> <p>(注) 通例でないときは、特に記載すること。</p> <p><u>(ケ)</u> 保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活等</p> <p>(注) 保険料の自動振替貸付制度を備えた保険商品については、当該制度の説明を含む。</p> <p><u>(コ)</u> 解約と解約返戻金の水準</p> <p><u>(サ)</u> セーフティネット</p> <p><u>(シ)</u> 租税に関する事項の概要</p> <p><u>(ス)</u> 対象事業者となっている認定投資者保護団体の有無（対象事業者となっている場合にあつては、その名称を含む。）</p> <p><u>(セ)</u> 手続実施基本契約の相手方となる指定 ADR 機関の商号又は名称（指定 ADR 機関が存在しない場合には、苦情処理措置及び紛争解決措置の内容）</p> <p><u>(ソ)</u> 特に法令等で注意喚起することとされている事項</p> <p>③ 契約締結前交付書面に関し、法定要件（文字の大きさは 8 ポイント以上とし、一定の事項について 12 ポイント以上とすること等）に則した書面を作成し、交付しているか。</p> <p>④ 契約締結前交付書面の交付に関し、あらかじめ、顧客の知識・経験・財産の状況及び特定保険契約を締結する目的に照らし、書面の内容が</p>	<p>(注) その連絡方法についても、明示すること。</p> <p>e. クーリング・オフ（法第 309 条第 1 項に規定する保険契約の申込みの撤回等）</p> <p>f. 告知義務等の内容</p> <p>(注) 危険増加によって保険料を増額しても保険契約が継続できない（保険期間の途中で終了する）場合がある旨の約款の定めがあるときは、それがどのような場合であるか、記載すること。</p> <p>g. 責任開始期</p> <p>h. 支払事由に該当しない場合及び免責事由等の保険金等を支払わない場合のうち主なもの。</p> <p>(注) 通例でないときは、特に記載すること。</p> <p>i. 保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活等</p> <p>(注) 保険料の自動振替貸付制度を備えた保険商品については、当該制度の説明を含む。</p> <p>j. 解約と解約返戻金の水準</p> <p>k. セーフティネット</p> <p>l. 租税に関する事項の概要</p> <p>m. 対象事業者となっている認定投資者保護団体の有無（対象事業者となっている場合にあつては、その名称を含む。）</p> <p>n. 手続実施基本契約の相手方となる指定 ADR 機関の商号又は名称（指定 ADR 機関が存在しない場合には、苦情処理措置及び紛争解決措置の内容）</p> <p>o. 特に法令等で注意喚起することとされている事項</p> <p>ウ. 契約締結前交付書面に関し、法定要件（文字の大きさは 8 ポイント以上とし、一定の事項について 12 ポイント以上とすること等）に則した書面を作成し、交付しているか。</p> <p>エ. 契約締結前交付書面の交付に関し、あらかじめ、顧客の知識・経験・財産の状況及び特定保険契約を締結する目的に照らし、書面の</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によって説明を行っているか。</p> <p><u>顧客から契約締結前交付書面の記載事項を了知した旨を十分に確認し、事後に確認状況を検証できる態勢にあるか。</u></p> <p>⑤ 生命保険における法第100条の5第1項に規定する運用実績連動型保険契約に係る契約締結前交付書面の記載事項については、以下の点に留意することとする。</p> <p>ア. 規則第234条の24第1項第9号の2ロに規定する「財務又は業務（運用実績連動型保険契約に係るものに限る。）に関する外部監査」には、以下のもの（これらに相当するものを含む。）が該当する。</p> <p>（ア）金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明に係るもの（以下、「財務諸表監査」という。）及び同条第2項の規定に基づく監査証明に係るもの（以下、「内部統制監査」という。）</p> <p>（イ）会社法に基づく会計監査人による監査</p> <p>（ウ）監査・保証実務委員会実務指針第86号「受託業務に係る内部統制の保証報告書」（日本公認会計士協会）、Statement on Standards for Attestation Engagements (SSAE) No.16 「Reporting on Controls at a Service Organization」（米国公認会計士協会）、International Standard on Assurance Engagements (ISAE) No.3402 「Assurance Reports on Controls at a Service Organization」（国際監査・保証基準審議会）等の基準に基づく受託企業の内部統制に関する保証業務（以下、「内部統制保証業務」という。）</p> <p>（エ）資産運用業務を行う会社のパフォーマンス開示がグローバル投資パフォーマンス基準（GIPS）に準拠しているかに関する検証</p> <p>イ. 規則第234条の24第1項第15号の規定に基づき、契約締結前</p>	<p>内容が当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によって説明を行っているか。</p> <p>オ. 生命保険における法第100条の5第1項に規定する運用実績連動型保険契約に係る契約締結前交付書面の記載事項については、以下の点に留意しているか。</p> <p>（ア）規則第234条の24第1項第9号の2ロに規定する「財務又は業務（運用実績連動型保険契約に係るものに限る。）に関する外部監査」には、以下のもの（これらに相当するものを含む。）が該当する。</p> <p>a. 金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明に係るもの（以下、「財務諸表監査」という。）及び同条第2項の規定に基づく監査証明に係るもの（以下、「内部統制監査」という。）</p> <p>b. 会社法に基づく会計監査人による監査</p> <p>c. 監査・保証実務委員会実務指針第86号「受託業務に係る内部統制の保証報告書」（日本公認会計士協会）、Statement on Standards for Attestation Engagements (SSAE) No.16 「Reporting on Controls at a Service Organization」（米国公認会計士協会）、International Standard on Assurance Engagements (ISAE) No.3402 「Assurance Reports on Controls at a Service Organization」（国際監査・保証基準審議会）等の基準に基づく受託企業の内部統制に関する保証業務（以下、「内部統制保証業務」という。）</p> <p>d. 資産運用業務を行う会社のパフォーマンス開示がグローバル投資パフォーマンス基準（GIPS）に準拠しているかに関する検証</p> <p>（イ）規則第234条の24第1項第15号の規定に基づき、契約</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>交付書面に規則第 54 条の 4 第 2 項各号に掲げる事項を記載する場合、同項第 3 号の「当該保険会社とファンド関係者との間の資本関係」については、ファンド関係者が保険会社の総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の当該保険会社と密接な関係を有する者として令第 13 条の 8 第 1 項各号に掲げる者及び子会社等に該当する場合に、その旨を記載する。</p> <p>また、規則第 54 条の 4 第 2 項第 3 号の当該保険会社とファンド関係者との間の「人的関係」については、合理的と認められる一定の時点における役職員の兼職状況を記載する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>締結前交付書面に規則第 53 条の 2 第 2 項各号に掲げる事項を記載する場合、同項第 3 号の「当該保険会社とファンド関係者との間の資本関係」については、ファンド関係者が保険会社の総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の当該保険会社と密接な関係を有する者として令第 13 条の 8 第 1 項各号に掲げる者及び子会社等に該当する場合に、その旨を記載する。</p> <p>また、規則第 53 条の 2 第 2 項第 3 号の当該保険会社とファンド関係者との間の「人的関係」については、合理的と認められる一定の時点における役職員の兼職状況を記載する。</p> <p>④ <u>規則第 227 条の 2 第 3 項第 9 号及び規則第 234 条の 21 の 2 第 1 項第 7 号に規定する「被保険者のために積み立てられている額」には、規則第 10 条第 3 号に規定する契約者価額の計算の基礎とする額並びに規則第 30 条の 5 第 1 項第 1 号（社員配当準備金）、規則第 70 条第 1 項第 1 号ロ（未経過保険料）、第 3 号（払戻積立金）及び第 4 号（契約者配当準備金等）等が含まれる。</u></p> <p>⑤ <u>規則第 227 条の 2 第 3 項第 9 号及び規則第 234 条の 21 の 2 第 1 項第 7 号に規定する「既契約と新契約が対比できる方法」が以下のとおりとなっているか。</u></p> <p><u>ア. 規則第 227 条の 2 第 3 項第 9 号イ及び規則第 234 条の 21 の 2 第 1 項第 7 号イに規定する事項について、書面に既契約及び新契約に関して記載項目毎に対比して記載する。</u></p> <p><u>イ. 上記 ア. にかかわらず、以下に掲げる場合には、既契約及び新契約に関して規則第 227 条の 2 第 3 項第 9 号イ及び規則第 234 条の 21 の 2 第 1 項第 7 号イに規定する事項が記載されたそれぞれの書面を交付して対比することも可能とする。</u></p> <p><u>(ア) 保険種類が異なり、かつ、既契約及び新契約（いずれも特約を含む。）の保障内容又は担保内容が全く異なるもの。</u></p> <p><u>(イ) 複数の既契約を一の新契約にする場合等既契約及び新契約</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
(新設)	<p><u>の契約内容やシステム上の問題等により、記載項目毎に対比して記載（上記ア.をいう。）しない合理的な理由があるもの。</u></p> <p>⑥ <u>規則第 227 条の 2 第 3 項第 9 号及び規則第 234 条の 21 の 2 第 1 項第 7 号に規定する既契約と新契約の対比について適切に行っているか。</u> <u>なお、規則第 227 条の 2 第 3 項第 9 号イに規定する「その他保険契約に関する重要な事項」及び規則第 234 条の 21 の 2 第 1 項第 7 号イに規定する「その他特定保険契約に関する重要な事項」とは、以下に掲げる事項をいう。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>保険料の払込方法、契約者配当又は社員に対する剰余金の分配の有無、予定利率の変動によって保険料が引き上げとなる事実、その他保険契約の特性から重要と認められる事項、のうち該当する事項</u>
(新設)	<p>⑦ <u>規則第 227 条の 2 第 3 項第 9 号ロ及び規則第 234 条の 21 の 2 第 1 項第 7 号ロに規定する保障内容を見直す方法について、交付する書面に適切に記載しているか。</u></p> <p><u>なお、規則第 227 条の 2 第 3 項第 9 号ロ及び規則第 234 条の 21 の 2 第 1 項第 7 号ロに規定する「既契約を継続したまま保障内容を見直す方法」とは、以下に掲げる方法をいう。</u></p> <p>ア. <u>既契約に特約を中途付加する方法</u> イ. <u>既契約に追加して、他の保険契約を締結する方法 等</u></p>
(新設)	<p>⑧ <u>規則第 227 条の 2 第 3 項第 11 号及び規則第 234 条の 21 の 2 第 1 項第 9 号に掲げる書面において、予定発生率の合理性を記載するにあたっては、基礎率変更権の設定に伴い、予定発生率を安易に変更して保険料等の変更を行うものではないことを保険契約者に示す観点から、予定発生率が合理的な基礎データに基づいて設定されていることを記載しているか。</u></p>
(新設)	<p>⑨ <u>情報提供義務の適用除外（規則第 227 条の 2）</u></p> <p>ア. <u>規則第 227 条の 2 第 3 項第 3 号イに規定される場合においても、保険会社又は保険募集人は、顧客が個人事業主であるか、法人であるかを問わず、顧客の保険に係る知識の程度に応じて、適切な説明</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(5) <u>規則第 53 条の 7 第 1 項関係</u></p> <p>① <u>「契約概要」、「注意喚起情報」に係る体制整備関係</u></p> <p>規則第 53 条の 7 第 1 項に規定する措置に関し、「契約概要」、「注意喚起情報」を記載した書面を交付するために、以下のような体制が整備されているか。<u>（「Ⅱ-4-2-2（3）②」、「Ⅱ-4-2-2（4）②」参照）</u></p>	<p><u>を行う必要がある。</u></p> <p>イ. <u>規則第 227 条の 2 第 3 項第 3 号口に規定される額については、一契約単位（主契約+特約）の金額（団体保険の場合には被保険者一人当たりの金額）で判断することとする。</u></p> <p>ウ. <u>規則第 227 条の 2 第 7 項第 1 号イに規定される保険契約とは、例えば、世帯主が家族に対して保険をかけたうえで、保険料は世帯主が負担する場合や、法人がその被用者を被保険者として保険契約を締結する場合であって保険料を当該法人自身が負担する場合などが考えられる。</u></p> <p><u>（注） 明確に被保険者に保険料負担を求めるものではないが、物品等の通常販売価格及び市場価格との比較並びに保険給付のために必要な保険料の額が物品等の価格に占める割合などから、被保険者が負担する実質的な保険料があると解される場合があることに留意する必要がある。</u></p> <p><u>なお、保険法に基づき被保険者の同意が求められる場合には、被保険者に対して、当該同意の可否を判断するに足る情報が提供される必要があることに留意する必要がある。</u></p> <p>エ. <u>主たる商品の販売等に係る販売促進目的の保険商品については、被保険者の意思決定を要さず、当該主たる商品の販売等との関連性を有するものとして、保険料等が主たる商品の販売等と比べ、社会通念上、景品（おまけ）程度のものであると考えられるものは、規則第 227 条の 2 第 7 項第 1 号ハに掲げる保険契約に該当するものとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>⑩ <u>情報提供義務に係る体制整備関係</u></p> <p><u>保険会社及び保険募集人は、規則第 53 条第 1 項第 4 号及び規則第 53 条の 7、規則第 227 条の 7 に規定する措置に関し、「契約概要」及び「注意喚起情報」を記載した書面を交付するために、以下のような体制を整備しているか。</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p><u>（注1）第二分野の保険商品については、「Ⅱ-4-2-2（3）②（注3）」、「Ⅱ-4-2-2（4）②（注2）」、団体保険又は団体契約、財形保険については、「Ⅱ-4-2-2（3）②（注1）」、「Ⅱ-4-2-2（4）②（注1）」と同様の範囲での取扱いとする。</u></p> <p><u>なお、本項目の対象とならない保険商品についても、顧客に対して重要な事項を記載した書面又は契約締結前交付書面を交付するための適切な体制が整備される必要があることに留意すること。</u></p> <p><u>（注2）特定保険契約については、準用金融商品取引法第37条の3第1項の規定に従い、契約締結前交付書面を交付する必要があることに留意すること。</u></p> <p><u>それにあたっては、本項目に留意しつつ、法定の記載方法（規則第234条の21）を遵守すること。</u></p> <p>ア. <u>当該書面において、顧客に対して、保険会社における苦情・相談の受付先が明示されているか。</u></p> <p><u>また、手続実施基本契約の相手方となる指定ADR機関の商号又は名称（指定ADR機関が存在しない場合には、苦情処理措置及び紛争解決措置の内容）が明示されているか。</u></p> <p>（新設）</p> <p>イ. <u>当該書面に記載すべき事項について、以下の点に留意した記載とされているか。（「Ⅱ-4-10 適切な表示の確保」参照）</u></p> <p>（ア）文字の大きさや記載事項の配列等について、顧客にとって理解しやすい記載とされているか。</p> <p>（注）例えば、文字の大きさを8ポイント以上とすること、文字の色、記載事項について重要度の高い事項から配列</p>	<p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>ア. <u>当該書面において、顧客に対して、保険会社における苦情・相談の受付先を明示する措置を講じているか。</u></p> <p>イ. <u>「注意喚起情報」を記載した書面において、手続実施基本契約の相手方となる指定ADR機関の商号又は名称（指定ADR機関が存在しない場合には、苦情処理措置及び紛争解決措置の内容）を明示する措置を講じているか。</u></p> <p>ウ. <u>当該書面に記載すべき事項について、以下の点について留意した記載とする措置を講じているか。（「Ⅱ-4-10 適切な表示の確保」参照）</u></p> <p>（ア）文字の大きさや記載事項の配列等について、顧客にとって理解しやすい記載とされているか。</p> <p>（注）例えば、文字の大きさを8ポイント以上とすること、文字の色、記載事項について重要度の高い事項から配列</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>する、グラフや図表の活用などの工夫（特に、特定保険契約に係る契約締結前交付書面については、法定要件（文字の大きさは8ポイント以上とし、一定の事項について12ポイント以上とすること等）に則した書面を作成する必要があることに留意すること。）。</p> <p>(イ) 記載する文言の表示にあたっては、その平明性及び明確性が確保されているか。</p> <p>(注) 例えば、専門用語について顧客が理解しやすい表示や説明とされているか。顧客が商品内容を誤解するおそれがないような明確な表示や説明とされているか。</p> <p>(ウ) 顧客に対して具体的な数値等を示す必要がある事項（保険期間、保険金額、保険料等）については、その具体的な数値が記載されているか。</p> <p>(注) 具体的な数値等を記載することが困難な場合は、顧客に誤解を与えないよう配慮のうえ、例えば、代表例、顧客の選択可能な範囲、他の書面の当該数値等を記載した箇所の参照等の記載を行うこと。</p> <p>(エ) 当該書面に記載する情報量については、顧客が理解しようとする意欲を失わないよう配慮するとともに、保険商品の特性や複雑性にあわせて定められているか。</p> <p>(注) 通常は顧客が理解しようとする意欲を失わない程度の情報量としては、例えば、「契約概要」・「注意喚起情報」を併せてA3両面程度のものが考えられる。</p> <p>(オ) 当該書面は他の書面とは分離・独立した書面とする、又は同一の書面とする場合は、他の情報と明確に区別し、重要な情報であることが明確になるように記載されているか。</p> <p><u>ウ.</u> 顧客に当該書面の交付に加えて、少なくとも以下のような情報の提供及び説明が口頭により行われているか。</p> <p>(ア) 当該書面を読むことが重要であること。</p>	<p>する、グラフや図表の活用などの工夫（特に、特定保険契約に係る契約締結前交付書面については、法定要件（文字の大きさは8ポイント以上とし、一定の事項について12ポイント以上とすること等）に則した書面を作成する必要があることに留意すること。）。</p> <p>(イ) 記載する文言の表示にあたっては、その平明性及び明確性が確保されているか。</p> <p>(注) 例えば、専門用語について顧客が理解しやすい表示や説明とされているか。顧客が商品内容を誤解するおそれがないような明確な表示や説明とされているか。</p> <p>(ウ) 顧客に対して具体的な数値等を示す必要がある事項（保険期間、保険金額、保険料等）については、その具体的な数値が記載されているか。</p> <p>(注) 具体的な数値等を記載することが困難な場合は、顧客に誤解を与えないよう配慮のうえ、例えば、代表例、顧客の選択可能な範囲、他の書面の当該数値等を記載した箇所の参照等の記載を行うこと。</p> <p>(エ) 当該書面に記載する情報量については、顧客が理解しようとする意欲を失わないよう配慮するとともに、保険商品の特性や複雑性にあわせて定められているか。</p> <p>(注) 通常は顧客が理解しようとする意欲を失わない程度の情報量としては、例えば、「契約概要」・「注意喚起情報」を併せてA3両面程度のものが考えられる。</p> <p>(オ) 当該書面は他の書面とは分離・独立した書面とする、又は同一の書面とする場合は、他の情報と明確に区別し、重要な情報であることが明確になるように記載されているか。</p> <p><u>エ.</u> 顧客に当該書面の交付に加えて、少なくとも以下のような情報の提供及び説明が口頭により行われる体制が整備されているか。</p> <p>(ア) 当該書面を読むことが重要であること。</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(イ) 主な免責事由など顧客にとって特に不利益な情報が記載された部分を読むことが重要であること。</p> <p>(ウ) 特に、乗換（法第 300 条第 1 項第 4 号に規定する既契約を消滅させて新たな保険契約の申込みをさせ、又は新たな保険契約の申込みをさせて既に成立している保険契約を消滅させること。）、転換（規則第 53 条第 1 項第 4 号に規定する既契約を消滅させると同時に、既契約の責任準備金、返戻金の額その他の被保険者のために積み立てられている額を、新契約の責任準備金又は保険料に充当することによって保険契約を成立させること。）の場合は、これらが顧客に不利益になる可能性があること。</p> <p><u>エ.</u> 当該書面の交付にあたって、契約締結に先立ち、顧客が当該書面の内容を理解するための十分な時間が確保されているか。</p> <p>(注 1) 「注意喚起情報」については、顧客に対して効果的な注意喚起を行うため、契約の申込時に説明・交付することでも足りる。</p> <p>ただし、投資性商品である特定保険契約にあつては、リスク情報を含む「注意喚起情報」についても、「契約概要」と同じ機会に交付することにより、顧客がその内容を理解するための十分な時間が確保されるべきことに留意すること。</p> <p>(注 2) 顧客に対する十分な時間の確保にあたっては、保険商品の特性や販売方法を踏まえる一方、顧客の理解の程度やその利便性が損なわれないかについて考慮するものとする。</p> <p><u>オ.</u> 電話・郵便・インターネット等のような非対面の方式による情報の提供及び説明を行う場合は、上記ア. から<u>エ.</u>に規定する内容と同程度の情報の提供及び説明が行われているか。</p> <p>例えば、少なくとも以下のような方法により、顧客に対して適切</p>	<p>(イ) 主な免責事由など顧客にとって特に不利益な情報が記載された部分を読むことが重要であること。</p> <p>(ウ) 特に、乗換（法第 300 条第 1 項第 4 号に規定する既契約を消滅させて新たな保険契約の申込みをさせ、又は新たな保険契約の申込みをさせて既に成立している保険契約を消滅させること。）、転換（規則第 227 条の 2 第 3 項第 9 号に規定する既契約を消滅させると同時に、既契約の責任準備金、返戻金の額その他の被保険者のために積み立てられている額を、新契約の責任準備金又は保険料に充当することによって保険契約を成立させること。）の場合は、これらが顧客に不利益になる可能性があること。</p> <p><u>オ.</u> 当該書面の交付にあたって、契約締結に先立ち、顧客が当該書面の内容を理解するための十分な時間が確保される体制が整備されているか。</p> <p>(注 1) 「注意喚起情報」を記載した書面については、顧客に対して効果的な注意喚起を行うため、契約の申込時に説明・交付することでも足りる。</p> <p>ただし、投資性商品である特定保険契約にあつては、リスク情報を含む「注意喚起情報」を記載した書面についても、「契約概要」を記載した書面と同じ機会に交付することにより、顧客がその内容を理解するための十分な時間が確保されるべきことに留意すること。</p> <p>(注 2) 顧客に対する十分な時間の確保にあたっては、保険商品の特性や販売方法を踏まえる一方、顧客の理解の程度やその利便性が損なわれないかについて考慮するものとする。</p> <p><u>オ.</u> 電話・郵便・インターネット等のような非対面の方式による情報の提供及び説明を行う場合は、上記ア. から<u>オ.</u>に規定する内容と同程度の情報の提供及び説明が行われる体制が整備されているか。</p> <p>例えば、少なくとも以下のような方法により、顧客に対して適切</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>な情報の提供や説明が行われているか。</p> <p>（注） 特定保険契約にあつては、契約締結前交付書面の交付方法として、法定の記載事項・記載方法の要件を満たした書面の交付又はこれに代替する電磁的方法による提供しか行うことができないことに留意すること。</p> <p>（ア） 電話による場合 <u>保険募集人が顧客に対して口頭にて説明すべき事項を定めて、当該書面の内容を適切に説明するとともに、当該書面を読むことが重要であることを口頭にて説明のうえ、郵便等の方法により遅滞なく当該書面を交付する方法</u></p> <p>（イ） 郵便による場合 <u>当該書面を読むことが重要であることを顧客が十分認識できるような記載を行ったうえで、当該書面を顧客に送付する方法</u></p> <p>（ウ） インターネット等による場合 <u>当該書面の記載内容、記載方法等に準じて電磁的方法による表示を行ったうえで、当該書面を読むことが重要であることを顧客が十分認識できるよう電磁的方法による説明を行う方法</u></p> <p>（注1） 上記ウ. に規定する内容と同程度とは、例えば、郵便の場合は書面への記載、インターネット等の場合は電磁的方法による表示により、口頭による情報の提供及び説明にかえることが考えられる。</p> <p>（注2） 郵便による場合、当該書面を読むことが重要であることを顧客が十分認識できるような書面を併せて送付することでも足りる。</p> <p>（注3） インターネット等による場合、当該書面の郵送等にかえて、印刷や電磁的方法による保存などの手段が考えられる。</p>	<p>な情報の提供や説明が行われている必要がある。</p> <p>（注） 特定保険契約にあつては、契約締結前交付書面の交付方法として、法定の記載事項・記載方法の要件を満たした書面の交付又はこれに代替する電磁的方法による提供しか行うことができないことに留意すること。</p> <p>（ア） 電話による場合 <u>顧客に対して口頭にて説明すべき事項を定めて、当該書面の内容を適切に説明するとともに、当該書面を読むことが重要であることを口頭にて説明のうえ、郵便等の方法により遅滞なく当該書面を交付する方法</u></p> <p>（イ） 郵便による場合 <u>当該書面を読むことが重要であることを顧客が十分認識できるような記載を行ったうえで、当該書面を顧客に送付する方法</u></p> <p>（ウ） インターネット等による場合 <u>当該書面の記載内容、記載方法等に準じて電磁的方法による表示を行ったうえで、当該書面を読むことが重要であることを顧客が十分認識できるよう電磁的方法による説明を行う方法</u></p> <p>（注1） 上記エ. に規定する内容と同程度とは、例えば、郵便の場合は書面への記載、インターネット等の場合は電磁的方法による表示により、口頭による情報の提供及び説明に代えることが考えられる。</p> <p>（注2） 郵便による場合、当該書面を読むことが重要であることを顧客が十分認識できるような書面を併せて送付することでも足りる。</p> <p>（注3） インターネット等による場合、当該書面の郵送等に代えて、印刷や電磁的方法による保存などの手段が考えられる。</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p><u>カ.</u> 団体保険又は団体契約、財形保険について、保険契約者である団体が被保険者となる者に対して加入勧奨を行う場合は、上記ア. からオ. に規定する内容について、保険会社等が顧客に対して行うのと同程度の情報の提供及び説明が適切に行われることを確保するための措置が講じられているか。</p>	<p><u>キ.</u> 規則第 227 条の 2 第 2 項に定める団体保険について、保険契約者である団体が被保険者となる者に対して加入勧奨を行う場合は、上記ア. からカ. に規定する内容について、保険会社又は保険募集人が顧客に対して行うのと同程度の情報の提供及び説明が適切に行われることを確保するための措置が講じられているか。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>ク.</u> 規則第 227 条の 2 第 3 項第 6 号、第 7 号、第 9 号及び規則第 234 条の 21 の 2 第 1 項第 4 号から第 7 号までに定める書面の交付に関して、保険契約者から書面を受領した旨の確認を得ることについて、保険会社の従業員及び保険募集人に対する教育・管理・指導を行う体制が整備されているか。</p> <p>また、保険会社の従業員及び保険募集人による受領確認の実施状況を調査・把握する体制が整備されているか。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>ケ.</u> 既契約及び新契約に関して規則第 227 条の 2 第 3 項第 9 号イ及び規則第 234 条の 21 の 2 第 1 項第 7 号イに規定する事項が記載されたそれぞれの書面を交付して対比する場合には、当該書面の交付にあたって既契約と新契約の対比説明を徹底する等、保険契約者等の保護に欠けることのないよう措置を講じているか。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>コ.</u> 顧客から「契約概要」及び「注意喚起情報」を記載した書面並びに契約締結前交付書面の記載事項を了知した旨を十分に確認し、事後に確認状況を検証できる態勢にあるか。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(3) 法第 294 条の 2 関係（意向の把握・確認義務）</p> <p>保険会社又は保険募集人は、法第 294 条の 2 の規定に基づき、顧客の意向を把握し、これに沿った保険契約の締結等の提案、当該保険契約の内容の説明及び保険契約の締結等に際して、顧客の意向と当該保険契約の内容が合致していることを顧客が確認する機会の提供を行っているか。</p>
<p>(新設)</p>	<p>① 意向把握・確認の方法</p> <p>意向把握・確認の具体的方法については、取り扱う商品や募集形態を踏まえたうえで、保険会社又は保険募集人の創意工夫により、以下の</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>ア. からカ. 又はこれと同等の方法を用いているか。</u></p> <p><u>ア. 保険金額や保険料を含めた当該顧客向けの個別プランを説明する前に、当該顧客の意向を把握する。その上で、当該意向に基づいた個別プランを提案し、当該プランについて当該意向とどのように対応しているかも含めて説明する。</u></p> <p><u>その後、最終的な顧客の意向が確定した段階において、その意向と当初把握した主な顧客の意向を比較し、両者が相違している場合にはその相違点を確認する。</u></p> <p><u>(注) 例えば、アンケート等により顧客の意向を事前に把握したうえで、当該意向に沿った個別プランを作成し、顧客の意向との関係性をわかりやすく説明する。</u></p> <p><u>その後、最終的な顧客の意向が確定した段階において、その意向と、保険会社又は保険募集人が当初把握した主な顧客の意向との比較を記載したうえで、両者が相違している場合には、その対応箇所や相違点及びその相違が生じた経緯について、わかりやすく説明する。</u></p> <p><u>また、契約締結前の段階において、顧客の最終的な意向と契約の申込みを行おうとする保険契約の内容が合致しているかどうかを確認（＝「意向確認」）する。</u></p> <p><u>イ. 保険金額や保険料を含めた当該顧客向けの個別プランを提案する都度、保険会社又は保険募集人が、どのような意向を推定（把握）して当該プランを設計したかの説明を行い、当該プランについて、当該意向とどのように対応しているかも含めて説明する。</u></p> <p><u>その後、最終的な顧客の意向が確定した段階において、その意向と保険会社又は保険募集人が把握した主な顧客の意向を比較し、両者が相違している場合にはその相違点を確認する。</u></p> <p><u>(注) 例えば、性別や年齢等の顧客属性や生活環境等に基づき顧客の意向を推定したうえで、保険金額や保険料を含めた個別プランの作成・提案を行う都度、設計書等の顧客に交付する書類の</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>目立つ場所に、保険会社又は保険募集人が推定（把握）した顧客の意向と個別プランの関係性をわかりやすく記載のうえ説明する。</u></p> <p><u>その後、最終的な顧客の意向が確定した段階において、その意向と、保険会社又は保険募集人が事前に把握した主な顧客の意向との比較を記載したうえで、両者が相違している場合には、その対応箇所や相違点及びその相違が生じた経緯について、わかりやすく説明する。</u></p> <p><u>また、契約締結前の段階において、顧客の最終的な意向と契約の申込みを行おうとする保険契約の内容が合致しているかどうかを確認（＝「意向確認」）する。</u></p> <p><u>ウ. 自動車や不動産購入等に伴う補償を望む顧客に対し、主な意向・情報を把握したうえで、個別プランの作成・提案を行い、主な意向と個別プランの比較を記載するとともに、保険会社又は保険募集人が把握した顧客の意向と個別プランの関係性をわかりやすく説明する。</u></p> <p><u>その後、契約締結前の段階において、当該意向と契約の申込みを行おうとする保険契約の内容が合致しているかどうかを確認（＝「意向確認」）する。</u></p> <p><u>エ. 上記ア. からウ. の場合においては、規則第 227 条の 2 第 3 項第 3 号ロに規定する一年間に支払う保険料の額（保険期間が一年未満であって保険期間の更新をすることができる保険契約にあっては、一年間当たりの額に換算した額）が五千元以下である保険契約における意向把握について、商品内容・特性に応じて適切に行うものとする。</u></p> <p><u>オ. 事業者の事業活動に伴って生ずる損害をてん補する保険契約については、顧客の保険に係る知識の程度や商品特性に応じて適切な意向把握及び意向確認を行うものとする。</u></p> <p><u>カ. 規則第 227 条の 2 第 2 項に定める団体保険の加入勧奨については、</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
(新設)	<p>Ⅱ-4-2-2 (3) ④イ. (注) に定める措置を講じるものとする。</p> <p>② 意向把握・確認の対象 <u>例えば、以下のような顧客の意向に関する情報を把握・確認しているか。</u></p> <p>ア. 第一分野の保険商品及び第三分野の保険商品について <u>(注) 変額保険、変額年金保険、外貨建て保険等の投資性商品を含み、海外旅行傷害保険商品及び保険期間が1年以下の傷害保険商品（契約締結に際し、保険契約者又は被保険者が告知すべき重要な事実又は事項に被保険者の現在又は過去における健康状態その他の心身の状況に関する事実又は事項が含まれないものに限る。）を除く。</u></p> <p><u>(ア) どのような分野の保障を望んでいるか。</u> <u>（死亡した場合の遺族保障、医療保障、医療保障のうちガンなどの特定疾病に備えるための保障、傷害に備えるための保障、介護保障、老後生活資金の準備、資産運用など）</u></p> <p><u>(イ) 貯蓄部分を必要としているか。</u></p> <p><u>(ウ) 保障期間、保険料、保険金額に関する範囲の希望、優先する事項がある場合はその旨</u></p> <p><u>(注) 変額保険、変額年金保険、外貨建て保険等の投資性商品については、例えば、収益獲得を目的に投資する資金の用意があるか、預金とは異なる中長期の投資商品を購入する意思があるか、資産価額が運用成果に応じて変動することを承知しているか、市場リスクを許容しているか、最低保証を求めるか等の投資の意向に関する情報を含む。</u> <u>なお、市場リスクとは、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生ずるおそれをいう。</u></p> <p>イ. 第二分野の保険商品について <u>(注) 上記イ. に該当する保険商品は、第二分野の保険商品のほか、</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>海外旅行傷害保険商品及び保険期間が1年以下の傷害保険商品（契約締結に際し、保険契約者又は被保険者が告知すべき重要な事実又は事項に被保険者の現在又は過去における健康状態その他の心身の状況に関する事実又は事項が含まれないものに限る。）を含む。</u></p> <p><u>（ア） どのような分野の補償を望んでいるか。</u> <u>（自動車保険、火災保険などの保険の種類）</u></p> <p><u>（イ） 顧客が求める主な補償内容</u> <u>（注） 意向の把握にあたっては、例えば、以下のような情報が考えられる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>自動車保険については、若年運転者不担保特約、運転者限定特約、車両保険の有無など</u> ・ <u>火災保険については、保険の目的、地震保険の付保の有無など</u> ・ <u>海外旅行傷害保険については、保険の目的、渡航者、渡航先、渡航期間など</u> ・ <u>保険期間が1年以下の傷害保険については、保険の目的など</u> <p><u>（ウ） 補償期間、保険料、保険金額に関する範囲の希望、優先する事項がある場合はその旨</u></p> <p>③ <u>意向把握・確認義務の適用除外（規則第227条の6関係）</u> <u>既存契約の更新や一部変更の場合において、実質的な変更に該当する場合は、当該変更部分について適切に意向把握・確認を行うものとする。</u></p> <p>④ <u>意向把握・確認義務に係る体制整備関係</u> <u>保険会社及び保険募集人においては、法第294条の2に規定する措置に関し、契約の申込みを行おうとする保険商品が顧客の意向に合致した内容であることを顧客が確認する機会を確保し、顧客が保険商品を適切に選択・購入することを可能とするため、そのプロセス等を社内規則等で定めるとともに、所属する保険募集人に対して適切な教</u></p>
(新設)	
(新設)	

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(新設)</p> <p>② 意向確認に係る体制整備関係 規則第 53 条の 7 第 1 項に規定する措置に関し、保険会社において、<u>契約の申込みを行おうとする保険商品が顧客のニーズに合致した内容であることを顧客が確認する機会を確保し、顧客が保険商品を適切に選択・購入することを可能とするため、以下のような体制が整備されているか。</u></p> <p><u>(注 1) 第二分野の保険商品については、自動車保険、火災保険、賠償責任保険等であって、事業活動に伴い事業者が被る損害をてん補する保険商品でない場合を対象とする。</u></p> <p><u>(注 2) 団体保険又は団体契約、財形保険について、保険契約者である団体に対して行うものは対象としない。</u> <u>なお、この場合において、保険契約者である団体が被保険者となる者に対して加入勧奨を行う場合は、保険商品が被保険者</u></p>	<p><u>育・管理・指導を実施するほか、以下のような体制が整備されているか。</u></p> <p><u>ア. 意向把握に係る体制整備</u> <u>保険会社又は保険募集人のいずれか、又は双方において、意向把握に係る業務の適切な遂行を確認できる措置を講じているか。例えば、適切な方法により、保険募集のプロセスに応じて、意向把握に用いた帳票等（例えば、アンケートや設計書等）であって、Ⅱ-4-2-2 (3) ①ア. からウ. に規定する顧客の最終的な意向と比較した顧客の意向に係るもの及び最終的な意向に係るものを保存するなどの措置を講じているか。</u></p> <p><u>(注) 顧客の意向に関する情報の収集や提供等に際しては、個人情報保護に関する法律（利用目的の明示や第三者提供に係る同意等）や銀行等の窓口販売における弊害防止措置などの関係法令等を遵守する必要があることに留意する。</u></p> <p><u>イ. 意向確認に係る体制整備</u> <u>規則第 53 条の 7 第 1 項及び規則第 227 条の 7 に規定する措置に関し、保険会社又は保険募集人において、契約の申込みを行おうとする保険商品が顧客の意向に合致した内容であることを顧客が確認する機会を確保し、顧客が保険商品を適切に選択・購入することを可能とするため、適切な遂行を確認できる措置を講じているか。Ⅱ-4-2-2 (3) ①ア. からウ. 又はこれと同等の方法を用いる場合においては、以下の措置を講じているか。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(注) <u>規則第 227 条の 2 第 2 項に定める団体保険について、保険契約者である団体が被保険者となる者に対して加入勧奨を行う場合は、保険商品が被保険者の意向に合致した内容であることを確認する機会を確保するため、以下の (ア) から (サ) まで</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>のニーズに合致した内容であることを確認する機会を確保するため、以下のような体制整備と同程度の措置を講じるものとする。</p> <p>ア. 意向確認書面の作成・交付 契約の申込みを行おうとする保険商品が顧客のニーズに合致しているものかどうかを、顧客が契約締結前に最終的に確認する機会を確保するために、顧客のニーズに関して情報を収集し、保険商品が顧客のニーズに合致することを確認する書面（以下、「意向確認書面」という。）を作成し、顧客に交付するとともに、保険会社等において保存するものとされているか。</p> <p>イ. 意向確認書面の記載事項 意向確認書面には、以下の事項が記載されているか。</p> <p>（ア）顧客のニーズに関する情報 <u>契約の申込みを行おうとする保険商品が顧客のニーズに合致した内容であることを確認するために、最低限必要と考えられる顧客のニーズに関する情報を収集のうえ、記載するものとする。</u></p> <p><u>例えば、記載すべき顧客のニーズに関する情報としては以下のようなものが考えられる。</u></p> <p>a. <u>どのような分野の保障（補償）を望んでいるか。</u> <u>（死亡した場合の遺族保障、医療保障、医療保障のうちガンや三大疾病に備えるための保障、傷害に備えるための保障、介護保障、老後生活資金の準備、資産運用など）</u></p> <p>b. <u>貯蓄部分を必要としているか。</u></p> <p>c. <u>保障（補償）期間、保険料、保険金額に関する範囲の希望、優先する事項がある場合はその旨</u></p> <p>（注）<u>変額保険、変額年金保険、外貨建て保険等の投資性商品については、例えば、収益獲得を目的に投資する資金の用意があるか、預金とは異なる中長期の投資商品を購入す</u></p>	<p>のような体制整備と同程度の措置を講じるものとする。</p> <p>（ア）意向確認書面の作成・交付 契約の申込みを行おうとする保険商品が顧客の意向に合致しているものかどうかを、顧客が契約締結前に最終的に確認する機会を確保するために、顧客の意向に関して情報を収集し、保険商品が顧客の意向に合致することを確認する書面（以下、「意向確認書面」という。）を作成し、顧客に交付するとともに、保険会社等において保存するものとされているか。</p> <p>（イ）意向確認書面の記載事項 意向確認書面には、以下の事項が記載されているか。</p> <p>a. 顧客の意向に関する情報</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p><u>る意思があるか、資産価額が運用成果に応じて変動することを承知しているか、市場リスクを許容しているか、最低保証を求めるか等の投資の意向に関する情報を含む。</u></p> <p><u>なお、市場リスクとは、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生ずるおそれをいう。</u></p> <p><u>(イ) 当該保険商品が顧客のニーズに合致すると考えた主な理由</u></p> <p><u>(ウ) その他顧客のニーズに関して特に記載すべき事項</u> 例えば、特記事項欄等を設け、以下のような情報を記載することが考えられる。</p> <p>a. <u>当該保険商品では顧客のニーズを全部又は一部満たさない場合はその旨</u></p> <p>b. <u>特に顧客から強く要望するニーズがあった場合や個別性の強いニーズを顧客が有する場合はそのニーズに関する情報</u></p> <p>c. <u>当該保険商品が顧客のニーズに合致することを確認するために最低限必要な情報が提供されなかった場合はその旨</u></p> <p><u>(エ) 保険募集人等の氏名・名称</u> 顧客に対して当該書面の作成責任者を明らかにするために記載されているか。</p> <p><u>ウ. 顧客のニーズに関する情報の収集</u> <u>保険募集人等は、意向確認書面を作成するために必要となる顧客のニーズに関する情報（上記イ.（ア）及び（ウ））の収集に出来る限り努めることとされているか。</u></p> <p><u>(注) 顧客のニーズに関する情報を収集する際には、個人情報の保護に関する法律（利用目的の明示等）や銀行等の窓口販売における弊害防止措置など関係法令等を遵守すること。</u></p> <p><u>エ. 意向確認書面の記載方法</u> 意向確認書面は顧客にとって分かりやすい記載とされているか。</p>	<p>b. <u>保険契約の内容が当該意向とどのように対応しているか。</u></p> <p>c. <u>その他顧客の意向に関して特に記載すべき事項</u> 例えば、特記事項欄等を設け、以下のような情報を記載することが考えられる。</p> <p><u>(a) 当該保険契約の内容では顧客の意向を全部又は一部満たさない場合はその旨</u></p> <p><u>(b) 特に顧客から強く要望する意向があった場合や個別性の強い意向を顧客が有する場合はその意向に関する情報</u></p> <p><u>(c) 当該保険契約の内容が顧客の意向に合致することを確認するために最低限必要な情報が提供されなかった場合はその旨</u></p> <p>d. <u>保険募集人等の氏名・名称</u> 顧客に対して当該書面の作成責任者を明らかにするために記載されているか。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(ウ) 意向確認書面の記載方法</u> 意向確認書面は顧客にとって分かりやすい記載とされている</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>なお、顧客の<u>ニーズ</u>に関する情報については、例えば、当該書面に予め想定される顧客の<u>ニーズ</u>に関する情報の項目を列挙するといった方法も認められるが、その場合は、予め想定できない顧客の<u>ニーズ</u>に関する情報（上記イ.（ウ））を記載するため、特記事項欄等を設けるものとする。</p> <p><u>オ.</u> 意向確認書面の確認・交付時期 意向確認書面により、保険契約を締結するまでに、顧客が申込みを行おうとしている保険商品が顧客の<u>ニーズ</u>と合致しているか否かの確認を行<u>っ</u>ているか。 また、顧客が確認した意向確認書面は、顧客の確認後、遅滞なく顧客へ交付<u>し</u>ているか。 なお、顧客が即時の契約締結を求めている場合や電話による募集の場合など当該書面の即時の交付が困難な場合は、顧客の利便性を考慮し、意向確認書面に記載すべき内容を口頭にて確認のうえ、意向確認書面を事後に遅滞なく交付することでも足りる。</p> <p><u>カ.</u> 意向確認書面の記載内容の確認・修正 意向確認書面の記載内容のうち、特に顧客の<u>ニーズ</u>に関する情報（上記イ.（ア）及び（ウ））については、顧客に対して事実を反する記載がないかを確認するとともに、顧客から当該部分の記載の修正を求められた場合には速やかに対応を行うこととされているか。</p> <p><u>キ.</u> 商品内容に関する<u>ニーズ</u>の確認 顧客が申込みを行おうとする契約内容のうち、顧客が自らの<u>ニーズ</u>に合致しているかの確認を特に必要とする事項（主契約や特約ごとの具体的な保障（補償）内容、保険料（保険料払込方法、保険料払込期間を含む。）及び保険金額、保障（補償）期間、配当の有無など）については、意向確認書面に確認のための設問を設ける等の</p>	<p>か。</p> <p>なお、顧客の<u>意向</u>に関する情報については、例えば、当該書面に予め想定される顧客の<u>意向</u>に関する情報の項目を列挙するといった方法も認められるが、その場合は、予め想定できない顧客の<u>意向</u>に関する情報（上記（イ）c.）を記載するため、特記事項欄等を設けるものとする。</p> <p><u>（エ）</u> 意向確認書面の確認・交付時期 意向確認書面により、保険契約を締結するまでに、顧客が申込みを行おうとしている保険<u>契約の内容</u>が顧客の<u>意向</u>と合致しているか否かの確認を行う<u>措置</u>を講じているか。 また、顧客が確認した意向確認書面は、顧客の確認後、遅滞なく顧客へ交付する<u>措置</u>を講じているか。 なお、顧客が即時の契約締結を求めている場合や電話による募集の場合など当該書面の即時の交付が困難な場合は、顧客の利便性を考慮し、意向確認書面に記載すべき内容を口頭にて確認のうえ、意向確認書面を事後に遅滞なく交付することでも足りる。</p> <p><u>（オ）</u> 意向確認書面の記載内容の確認・修正 意向確認書面の記載内容のうち、特に顧客の<u>意向</u>に関する情報（上記（イ）a. 及びc.）については、顧客に対して事実を反する記載がないかを確認するとともに、顧客から当該部分の記載の修正を求められた場合には速やかに対応を行うこととされているか。</p> <p><u>（カ）</u> 保険契約の<u>内容</u>に関する<u>意向</u>の確認 顧客が申込みを行おうとする保険契約の<u>内容</u>のうち、顧客が自らの<u>意向</u>に合致しているかの確認を特に必要とする事項（主契約や特約ごとの具体的な保障（補償）内容、保険料（保険料払込方法、保険料払込期間を含む。）及び保険金額、保障（補償）期間、配当の有無など）については、意向確認書面に確認のた</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>方法により、顧客に対して再確認を促すような工夫がなされているか。</p> <p><u>ク.</u> 意向確認書面の媒体等 意向確認書面については、顧客における保存の必要性を考慮し、原則として書面により交付することとされているか。 なお、必ずしも独立した書面とする必要はないが、他の書面と同一の書面とする場合には、意向確認書面に該当する部分を明確に区別して記載する必要があることに留意すること。 また、当該書面は保険募集人等と顧客の双方が確認するために交付される書面であることから、保険会社等においても書面等を事後的に確認できる方法により保存することとされているか。 (注) 電子メール等の電磁的方法による交付を行う場合は、顧客の了解を得ていること、及び印刷又は電磁的方法による保存が可能であることが必要である。</p> <p><u>ケ.</u> 顧客が意向確認書面の作成及び交付を希望しない場合の対応 顧客が当該書面の作成及び交付を希望しない場合は、顧客に対して、当該書面の役割（契約の申込みを行おうとする保険商品が顧客のニーズに合致するか否かを保険募集人等及び顧客の双方が確認するための書面であること等）を書面等により説明するとともに、事後に顧客が意向確認書面の作成・交付を希望しなかったことが検証できる態勢にあるか。</p> <p><u>コ.</u> 意向確認書面の記載事項等の検証等 意向確認書面の作成及び交付については、保険商品の特性や販売方法の状況の変化に応じて、また顧客等からの苦情・相談の内容を踏まえながら、その記載事項や記載方法、収集すべき顧客のニーズに関する情報及びその収集方法等について検証のうえ、必要に応じ見直しを行うこと等の適切な措置が講じられているか。</p>	<p>めの設問を設ける等の方法により、顧客に対して再確認を促すような工夫がなされているか。</p> <p><u>(キ)</u> 意向確認書面の媒体等 意向確認書面については、顧客における保存の必要性を考慮し、原則として書面により交付することとされているか。 なお、必ずしも独立した書面とする必要はないが（<u>申込書と一体で作成することも可能と考えられる。</u>）、他の書面と同一の書面とする場合には、意向確認書面に該当する部分を明確に区別して記載する必要があることに留意すること。 また、当該書面は保険会社又は保険募集人と顧客の双方が確認するために交付される書面であることから、保険会社又は保険募集人においても書面等を事後的に確認できる方法により保存することとされているか。 (注) 電子メール等の電磁的方法による交付を行う場合は、顧客の了解を得ていること、及び印刷又は電磁的方法による保存が可能であることが必要である。</p> <p><u>(ク)</u> 顧客が意向確認書面の作成及び交付を希望しない場合の対応 顧客が当該書面の作成及び交付を希望しない場合は、顧客に対して、当該書面の役割（契約の申込みを行おうとする保険契約の内容が顧客の意向に合致するか否かを保険会社又は保険募集人及び顧客の双方が確認するための書面であること等）を書面等により説明するとともに、事後に顧客が意向確認書面の作成及び交付を希望しなかったことが検証できる態勢にあるか。</p> <p><u>(ケ)</u> 意向確認書面の記載事項等の検証等 意向確認書面の作成及び交付については、保険商品の特性や販売方法の状況の変化に応じて、また顧客等からの苦情・相談の内容を踏まえながら、その記載事項や記載方法、収集すべき顧客の意向に関する情報及びその収集方法等について検証のうえ、必要に応じ見直しを行うこと等の適切な措置が講じられて</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>サ. <u>意向確認書面の適用範囲</u> <u>意向確認書面については、(i) 特に顧客のニーズを確認する必要性が高いと考えられる保険商品であって、かつ、(ii) 保険募集人等が保険商品の販売・勧誘を行うに際し、保険募集人等と顧客が共同のうえ相互に顧客のニーズに関する情報の交換をする募集形態に該当する場合について適用される。</u> <u>(注1) 上記(i)に該当する保険商品としては、以下のものが考えられる。</u> a. <u>変額保険、変額年金保険、外貨建て保険等の投資性商品</u> b. <u>第一分野の保険商品及び第三分野の保険商品（ただし、保険期間が1年以下の傷害保険商品（契約締結に際し保険契約者又は被保険者が告知すべき重要な事実又は事項に被保険者の現在又は過去における健康状態その他の心身の状況に関する事実又は事項が含まれないものに限る。）を除く。）</u> <u>(注2) 上記(ii)に該当しない募集形態とは、例えば、保険商品の特性からその仕組みが極めて単純であること等により、保険募集人等と顧客が共同のうえ相互に顧客のニーズに関する情報の交換をしなくとも、契約概要・注意喚起情報等の書面における記載及び保険募集人等による当該保険商品の説明により、顧客が自ら顧客のニーズに合致するか否かを判断できる募集形態をいう。</u> <u>なお、電話・郵便・インターネット等の非対面の方式による募集の場合においても、電話により顧客のニーズに関する情報を交換する場合や、インターネット等において入力された顧客のニーズに関する情報に基づき、電磁的方法により保険募集人等が特定の保険商品の推奨を行う場合など、保険募集人等と顧客が共同のうえ相互に顧客のニーズに関する情報を交換する場合は、上記(ii)に該当する募集形態であるこ</u></p>	<p>いるか。 (削除)</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p><u>とに留意すること。</u></p> <p><u>シ. 意向確認書面の適用範囲外の保険商品における顧客のニーズの確認</u></p> <p><u>必ずしも意向確認書面の作成・交付を要しない場合についても、以下のような措置により顧客のニーズに合致した保険商品の販売が行われているか。</u></p> <p><u>(ア) 契約の申込みを行おうとする保険商品が顧客のニーズに合致しているものかどうかを、顧客が契約締結前に確認する機会を確保するために、社内規則等が適切に定められているか。</u></p> <p><u>(注) 社内規則等を定めるにあたって、以下の点に留意しているか。</u></p> <p>a. <u>保険商品の複雑性、保険期間の長短、保険料や保険金額の多寡、募集方法（対面か非対面か）等を考慮した社内規則等となっているか。</u></p> <p>b. <u>顧客が申込みを行おうとする契約内容のうち、顧客が自らのニーズに合致しているかの確認を特に必要とする事項について、顧客に対して、再確認を促すような方法が定められているか。顧客が自らのニーズに合致しているかの確認を特に必要とする事項とは、商品ごとに、例えば、以下の項目が考えられる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>変額保険、変額年金保険、外貨建て保険等の投資性商品</u> <u>収益獲得を目的に投資する資金の用意があるか、預金とは異なる中長期の投資商品を購入する意思があるか、資産価額が運用成果に応じて変動することを承知しているか、市場リスクを許容しているか、最低保証を求めめるか等の投資の意向に関する情報</u> ・ <u>自動車保険</u> <u>若年運転者不担保特約、運転者限定特約、車両保険の契</u> 	<p>(削除)</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p><u>約条件など</u></p> <p>・ <u>火災保険</u></p> <p><u>保険の対象、補償対象の評価方法（再調達価額・時価）、地震保険の付保の有無など</u></p> <p>c. <u>事後的に販売・勧誘の適切性を検証しうるものとなっているか。</u></p> <p><u>（イ）（ア）の社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制が整備されているか。</u></p> <p>ス. <u>顧客が保険契約の内容等を誤解していること等が明らかな場合の対応</u></p> <p>顧客が保険契約の内容等について、理解していない又は誤解していることが明らかである場合は、より分かりやすい説明及び誤解の解消に努めることとされているか。</p> <p>セ. <u>取り扱える保険会社の範囲の説明等</u></p> <p>保険募集人等が取り扱える保険会社の範囲（例えば、専属か乗合か、乗合の場合には取り扱える保険会社の数等の情報等）を説明するとともに、顧客が告知を行おうとする際には、告知受領権の有無についてその説明が行われることとされているか。</p> <p>（新設）</p>	<p><u>（コ）顧客が保険契約の内容等を誤解していること等が明らかな場合の対応</u></p> <p>顧客が保険契約の内容等について、理解していない又は誤解していることが明らかである場合は、より分かりやすい説明及び誤解の解消に努めることとされているか。</p> <p><u>（サ）取り扱える保険会社の範囲の説明等</u></p> <p>保険募集人が取り扱える保険会社の範囲（例えば、専属か乗合か、乗合の場合には取り扱える保険会社の数等の情報等）を説明するとともに、顧客が告知を行おうとする際には、告知受領権の有無についてその説明が行われることとされているか。</p> <p><u>（4）規則第 227 条の 2 第 2 項に該当しない団体保険の加入勧奨に係る体制整備関係</u></p> <p><u>カード会社や金融機関等が契約者となり、その会員や預金者等が被保険者となる団体等、保険契約者と被保険者との間の密接性、両者の当該団体保険に係る利害関係及び団体の構成員となるための要件等に照らし、保険契約者と被保険者との間に一定程度の密接な関係が認められない団体を被保険者団体とする保険については、規則第 227 条の 2 第 2 項の規定に該当しないことから、当該団体保険を締結した又は取扱った保険会社又は保険募集人（自ら団体保険を取扱った団体を含む。）が加入勧奨における情報提供及び意向把握・確認等を行う場合においては、以下</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>ソ. <u>顧客のニーズに基づかない補償重複に係る対応</u> 補償重複のうち、顧客の<u>ニーズ</u>に基づかないものについて、その発生防止や解消を図る観点から、新規契約や契約の更新・更改（以下、「新規契約等」という。）にあたって、顧客に対し、補償重複に係る説明等が十分かつ適切に行われることを確保するため、以下の取組みを行っているか。</p> <p><u>（ア）</u> 社内規則等において、補償重複に係る説明の確実な実施方法等、補償重複に係る対応を実施するための必要事項を適切に定めているか。</p> <p><u>（イ）</u> 保険募集人に対して、補償重複に関する適切な教育・管理・指導を行っているか。</p>	<p><u>のような体制が整備されているか。</u></p> <p>① <u>加入勧奨にあたっては、例えば、法第 300 条第 1 項に規定する禁止行為の防止など、募集規制に準じた取扱いが求められ、募集規制の潜脱が行われないような適切な措置が講じられているか。</u></p> <p>② <u>カード会社や金融機関等が契約者となり、その会員や預金者等が被保険者となるような団体等においては、当該団体保険の被保険者のクレジットカードや預金口座の解約等により保障（補償）が喪失する場合は、その旨を「注意喚起情報」を記載した書面に記載し、被保険者に適切に説明する体制を整備し、対応しているか。</u> <u>また、クレジットカードや預金口座を解約等した場合、当該解約により、保障（補償）が喪失する場合は、その旨を適切に説明する体制を整備し、対応しているか</u></p> <p>③ <u>保険募集を行う銀行等が契約者となり、その預金者が被保険者となる団体保険の加入勧奨にあたっては、Ⅱ-4-2-6-2 からⅡ-4-2-6-10 を踏まえた適切な措置が講じられているか。</u></p> <p>④ <u>電話による加入勧奨を行う場合には、Ⅱ-4-4-1-1（5）を踏まえた適切な措置が講じられているか。</u></p> <p><u>（5）顧客の意向に基づかない補償重複に係る対応</u> <u>保険会社は、補償重複のうち、顧客の意向に基づかないものについて、その発生防止や解消を図る観点から、新規契約や契約の更新・更改（以下、「新規契約等」という。）にあたって、顧客に対し、補償重複に係る説明等が十分かつ適切に行われることを確保するため、以下の取組みを行っているか。</u></p> <p>① <u>社内規則等において、補償重複に係る説明の確実な実施方法等、補償重複に係る対応を実施するための必要事項を適切に定めているか。</u></p> <p>② <u>保険募集人に対して、補償重複に関する適切な教育・管理・指導を行っているか。</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p><u>(ウ)</u> 自社で取り扱う保険商品（特約を含む。）のうち、組み合わせて契約した場合に補償重複となる保険商品の組合せの一覧を作成しているか。</p> <p>また、新たな保険商品の販売開始時等、必要に応じて一覧の見直しを行っているか。</p> <p><u>(エ)</u> 新規契約等における商品説明にあたっては、顧客に対し、当該保険商品と組み合わせて契約した場合に、補償重複となる保険に既に参加していないかを確認することとしているか。</p> <p>また、補償重複に該当する保険に既に参加している場合には、保険料と保険金の関係について明示的に説明したうえで、顧客の<u>ニーズ</u>の有無を確認し、当該顧客の<u>ニーズ</u>を踏まえた適切な内容の補償を提供しているか。</p> <p><u>(オ)</u> 補償重複に係る顧客に対する確認・説明の実態を把握・検証できる態勢を構築しているか。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(6)</u> 法第 300 条第 1 項第 4 号関係（略）</p> <p><u>(7)</u> 法第 300 条第 1 項第 5 号関係（略）</p> <p><u>(8)</u> 法第 300 条第 1 項第 6 号関係（略）</p> <p><u>(9)</u> 法第 300 条第 1 項第 7 号関係（略）</p> <p><u>(10)</u> 法第 300 条第 1 項第 9 号及び規則第 234 条第 1 項第 2 号（特定保険契約の場合は、準用金融商品取引法第 38 条第 7 号及び規則第 234 条の 27 第 1 項第 1 号）関係（略）</p>	<p><u>③</u> 自社で取り扱う保険商品（特約を含む。）のうち、組み合わせて契約した場合に補償重複となる保険商品の組合せの一覧を作成しているか。</p> <p>また、新たな保険商品の販売開始時等、必要に応じて一覧の見直しを行っているか。</p> <p><u>④</u> 新規契約等における商品説明にあたっては、顧客に対し、当該保険商品と組み合わせて契約した場合に、補償重複となる保険に既に参加していないかを確認することとしているか。</p> <p>また、補償重複に該当する保険に既に参加している場合には、保険料と保険金の関係について明示的に説明したうえで、顧客の<u>意向</u>の有無を確認し、当該顧客の<u>意向</u>を踏まえた適切な内容の補償を提供しているか。</p> <p><u>⑤</u> 補償重複に係る顧客に対する確認・説明の実態を把握・検証できる態勢を構築しているか。</p> <p><u>(6)</u> <u>法第 295 条関係（損害保険代理店に係る自己契約の禁止）</u>（略）</p> <p><u>(7)</u> 法第 300 条第 1 項第 4 号関係（略）</p> <p><u>(8)</u> 法第 300 条第 1 項第 5 号関係（略）</p> <p><u>(9)</u> 法第 300 条第 1 項第 6 号関係（略）</p> <p><u>(10)</u> 法第 300 条第 1 項第 7 号関係（略）</p> <p><u>(11)</u> 法第 300 条第 1 項第 9 号及び規則第 234 条第 1 項第 2 号（特定保険契約の場合は、準用金融商品取引法第 38 条第 7 号及び規則第 234 条の 27 第 1 項第 1 号）関係</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(11) 規則第 234 条第 1 項第 4 号（特定保険契約の場合は、規則第 234 条の 27 第 1 項第 1 号）関係（略）</p> <p>(12) 規則第 234 条第 1 項第 5 号（特定保険契約の場合は、規則第 234 条の 27 第 1 項第 1 号）関係（略）</p> <p>(13) 規則第 234 条第 1 項第 16 号（特定保険契約の場合は、規則第 234 条の 27 第 1 項第 1 号）関係（略）</p> <p>(14) 規則第 234 条第 1 項第 17 号（特定保険契約の場合は、規則第 234 条の 27 第 1 項第 1 号）関係（略）</p> <p>(15) 法第 307 条第 1 項第 3 号関係（略）</p> <p>(16) その他（略）</p>	<p>(12) 規則第 234 条第 1 項第 4 号（特定保険契約の場合は、規則第 234 条の 27 第 1 項第 1 号）関係（略）</p> <p>(13) 規則第 234 条第 1 項第 5 号（特定保険契約の場合は、規則第 234 条の 27 第 1 項第 1 号）関係（略）</p> <p>(14) 規則第 234 条第 1 項第 16 号（特定保険契約の場合は、規則第 234 条の 27 第 1 項第 1 号）関係（略）</p> <p>(15) 規則第 234 条第 1 項第 17 号（特定保険契約の場合は、規則第 234 条の 27 第 1 項第 1 号）関係（略）</p> <p>(16) 法第 307 条第 1 項第 3 号関係（略）</p> <p>(17) その他（略）</p>
<p>(新設)</p>	<p>Ⅱ-4-2-8 直接支払いサービス</p> <p><u>保険会社又は保険募集人は、保険募集等を行うにあたって、保険金を受け取るべき者の選択により、直接支払いサービスが受けられる旨を表示し、かつ、提携事業者が提供する財・サービスの内容・水準に言及する場合には、以下のような点に留意し、規則第 53 条の 12 の 2 に規定する措置が講じられているかどうか及び規則第 227 条の 2 第 3 項第 5 号及び規則第 234 条の 21 の 2 第 1 項第 3 号に規定する情報の提供が行われているかどうかを確認するものとする。</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p>(1) <u>保険募集時に保険契約者又は被保険者に対して以下に掲げる事項の情報提供が行われているか。</u></p> <p>① <u>保険金を受け取ることができること（提携事業者からの財・サービスの購入や直接支払いサービスの利用が義務づけられないこと）</u></p> <p>② <u>提携事業者の選定基準（提携事業者が決定している場合には、提携事業者の名称も表示する。）</u></p> <p>③ <u>直接支払いサービスを受ける場合において、保険金が財・サービスの対価に満たないときは、顧客が不足分を支払う必要があること（余剰が生じた場合には、余剰分を保険金として受け取ることができること）</u></p> <p>④ <u>当初想定していた財・サービスを提供可能な提携事業者の紹介が困難となる場合として想定されるケース</u></p> <p>(2) <u>保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者又は提携事業者から紹介手数料その他の報酬を得ていないか。</u></p> <p>(3) <u>提携事業者との同意のもとで提供する財・サービスの内容・水準や保険金を受け取るべき者が直接支払いサービスを利用した場合の連絡・支払方法などの手続きを定めているか。</u></p> <p>(4) <u>提携事業者が提供する財・サービスの質の確認や、問題が発見された場合の提携事業者の入れ替えなど、保険募集時に保険契約者又は被保険者に説明した内容・水準の財・サービスを提供できる提携事業者を紹介できる状態を維持するための措置を講じているか。</u></p> <p>(5) <u>保険事故発生時に、提携事業者からの財・サービスの購入や直接支払いサービスを受けることが義務づけられるものではない（保険金を受け取ることができる）旨を、改めて、保険金を受け取るべき者に説明しているか。</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
(新設)	<p><u>Ⅱ-4-2-9 保険募集人の体制整備義務（法第 294 条の 3 関係）</u></p> <p><u>保険募集人においては、保険募集に関する業務について、業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じているか。また、監査等を通じて実態等を把握し、不適切と認められる場合には、適切な措置を講じるとともに改善に向けた態勢整備を図っているか。</u></p> <p><u>（注） 保険会社の役員又は使用人及び保険代理店の役員又は使用人については、当該保険会社や保険代理店が募集の適切性を確保する観点から適切な研修・指導などの体制整備をしている場合には、当該指導に従い研修に参加することで基本的に足りるものと考えられる。</u></p> <p><u>（1） 保険募集に関する法令等の遵守、保険契約に関する知識、内部事務管理態勢の整備（顧客情報の適正な管理を含む。）等について、社内規則等に定めて、保険募集に従事する役員又は使用人の育成、資質の向上を図るための措置を講じるなど、適切な教育・管理・指導を行っているか。</u></p> <p><u>（2） 顧客情報管理（外部委託先を含む。）については、保険募集人の規模や業務特性に応じて、基本的にⅡ-4-5に準じるものとする。</u></p> <p><u>（3） 保険募集人が募集関連行為を募集関連行為従事者に行わせるにあたっての留意点については、Ⅱ-4-2-1（2）を参照するものとする。</u></p> <p><u>（4） 保険会社のために保険契約の締結の代理・媒介を行う立場を誤解させるような表示を行っていないか。</u></p> <p><u>（注） 単に「公平・中立」との表示を行った場合には、「保険会社と顧客との間で中立である」と顧客が誤解するおそれがある点に留意する。</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>(5) 二以上の所属保険会社等を有する保険募集人（規則第 227 条の 2 第 3 項第 4 号及び規則第 234 条の 21 の 2 第 1 項第 2 号に規定する二以上の所属保険会社等を有する保険募集人をいう。以下、この (5) において同じ。）においては、以下の点に留意しつつ、規則第 227 の 2 第 3 項第 4 号及び規則第 234 条の 21 の 2 第 1 項第 2 号に規定する保険契約への加入の提案を行う理由の説明その他二以上の所属保険会社等を有する保険募集人の業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置が講じられているかどうかを確認するものとする。</u></p> <p><u>① 二以上の所属保険会社等を有する保険募集人が取り扱う商品の中から、顧客の意向に基づき比較可能な商品（保険募集人の把握した顧客の意向に基づき、保険の種別や保障（補償）内容などの商品特性等に基づく客観的な商品の絞込みを行った場合には、当該絞込み後の商品）の概要を明示し、顧客の求めに応じて商品内容を説明しているか。</u></p> <p><u>② 顧客に対し、特定の商品を提示・推奨する際には、当該推奨理由を分かりやすく説明することとしているか。特に、自らの取扱商品の中から顧客の意向に合致している商品のうち、二以上の所属保険会社等を有する保険募集人の判断により、さらに絞込みを行った上で、商品を提示・推奨する場合には、商品特性や保険料水準などの客観的な基準や理由等について、説明を行っているか。</u></p> <p><u>（注 1）形式的には客観的な商品の絞込みや提示・推奨を装いながら、実質的には、例えば保険代理店の受け取る手数料水準の高い商品に誘導するために商品の絞込みや提示・推奨を行うことのないよう留意する。</u></p> <p><u>（注 2）自らが勧める商品の優位性を示すために他の商品との比較を行う場合には、当該他の商品についても、その全体像や特性について正確に顧客に示すとともに自らが勧める商品の優位性の根拠を説明するなど、顧客が保険契約の契約内容について、正確な判断を行うに必要な事項を包括的に示す必要</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>がある点に留意する（法第 300 条第 1 項第 6 号、Ⅱ-4-2-2（10）②参照）。</u></p> <p>③ <u>上記①、②にかかわらず、商品特性や保険料水準などの客観的な基準や理由等に基づくことなく、商品を絞込み又は特定の商品を顧客に提示・推奨する場合には、その基準や理由等（特定の保険会社との資本関係やその他の事務手続・経営方針上の理由を含む。）を説明しているか。</u></p> <p><u>（注）各保険会社間における「公平・中立」を掲げる場合には、商品の絞込みや提示・推奨の基準や理由等として、特定の保険会社との資本関係や手数料の水準その他の事務手続・経営方針などの事情を考慮することのないよう留意する。</u></p> <p>④ <u>上記①から③に基づき、商品の提示・推奨や保険代理店の立場の表示等を適切に行うための措置について、社内規則等において定めたいえで、定期的かつ必要に応じて、その実施状況を確認・検証する態勢が構築されているか。</u></p> <p><u>（6）保険募集人が他人（他の保険募集人を含む。）に対して商号等の使用を許諾している場合には、両者が異なる主体であることや、両者が取り扱う保険商品の品揃えが顧客に宣伝しているものと異なる場合における品揃えの相違点を説明するなど、当該他人が当該保険募集人と同一の事業を行うものと顧客が誤認することを防止するための適切な措置を講じているか。</u></p> <p><u>（7）保険募集人指導事業を行う保険募集人においては、以下のような点に留意しつつ、保険募集の業務の指導に関する基本となるべき事項を定めた実施方針を策定し、保険募集人指導事業の的確な遂行を確保するための措置を講じているか。</u></p> <p><u>（注）保険募集人における保険募集の業務のあり方を規定しないコンサルティング等の業務については、保険募集人指導事業に該当しない</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(新設)</p>	<p>点に留意する。</p> <p>① <u>指導対象保険募集人における保険募集の業務について、適切に教育・管理・指導を行う態勢を構築し、必要に応じて改善等を求めるなど、規則第 227 条の 15 第 1 項に規定する措置を講じているか。</u></p> <p>(注 1) <u>保険募集人指導事業を行う場合、例えば、一定の知識・経験を有する者を配置するなど、教育・管理・指導を行う態勢を構築しているか。</u></p> <p>(注 2) <u>保険募集人指導事業を行う保険募集人が指導対象保険募集人を指導することにより、保険会社による指導対象保険募集人の教育・管理・指導（Ⅱ-4-2-1 (4) 参照）の責任が免除されるものではない。</u></p> <p><u>従って、保険会社においては、自らが指導対象保険募集人に対して行う教育・管理・指導とあいまって適切な保険募集を行わせる態勢を構築する必要があることに留意する。</u></p> <p>② <u>指導対象保険募集人の指導の実施方針において、規則第 227 条の 15 第 2 項に規定する事項が記載されているか。</u></p> <p>(8) <u>上記のほか、保険募集人による保険募集管理態勢については、保険募集人の規模や業務特性に応じて、Ⅱ-4-2-1 からⅡ-4-2-7 に準じて扱うものとする。</u></p> <p>(9) <u>保険募集人の体制整備の状況に問題があると認められるときは、必要に応じて法第 305 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 306 条又は法第 307 条第 1 項に基づき行政処分を行うものとする。</u></p> <p>Ⅱ-4-2-10 帳簿書類</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
(新設)	<p>法第 303 条に規定する特定保険募集人（以下、Ⅱ-4-2-11 において「特定保険募集人」という。）は、社内規則等に、規則第 237 条の 2 第 1 項に規定する書類の作成及び保存の方法を具体的に定めるものとする。</p> <p>Ⅱ-4-2-11 事業報告書</p> <p>特定保険募集人の事業報告書の記載要領等は、以下のとおりとする。 <u>なお、外国法人の場合は、日本における業務に係るものについて作成するものとする。</u></p> <p>(1) 規則別紙様式第 25 号の 2 <u>生命保険、損害保険、少額短期保険いずれかの業態のみ特定保険募集人に該当する場合において、該当していない業態についても、報告の対象となることに留意する。</u></p> <p>①第 1 面</p> <p>ア. 「1. (1) 保険代理店登録年月日」欄は、<u>法第 276 条に規定する金融庁長官への登録を行った日を記載する。取扱いがないものについては、空欄とする。</u></p> <p>イ. 「1. (2) 代理申請会社（業者）名」欄において、<u>取扱いがないものについては、空欄とする。</u></p> <p>ウ. 「1. (4) 役員及び使用人の状況」欄は、<u>期末の状況を記載する。取扱いがないものについては、空欄とする。</u></p> <p>②第 2 面</p> <p>ア. 「1. (5) 事務所の状況」欄は、<u>法第 276 条に基づく登録上のものにつき、期末の状況を記載する。</u></p> <p>イ. 「1. (6) 委託を受けている保険会社数の推移（直近 3 カ年度）」欄は、<u>各期末の状況を記載する。</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>II-4-4 顧客保護等</p> <p>II-4-4-1 顧客に対する説明責任、適合性原則</p> <p>II-4-4-1-1 顧客保護を図るための留意点</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>③第7面</p> <p>ア. 「3. (1) 加盟店数の推移の状況（直近3ヵ年度）」欄は、<u>保険募集を行っている店数について、各期末の状況を記載する。</u></p> <p>イ. 「4. 保険募集にかかる苦情の発生件数（直近3ヵ年度）」欄は、<u>原則として保険会社における苦情の定義に基づき、各保険会社等に報告した数について各期末の状況を記載する。</u></p> <p>(2) 規則別紙様式第25号の3 <u>上記(1)に準じて取り扱う。</u></p> <p>(3) <u>事業報告書の提出先は、管轄財務局長等とする。</u></p> <p>II-4-4 顧客保護等</p> <p>II-4-4-1 顧客に対する説明責任、適合性原則</p> <p>II-4-4-1-1 顧客保護を図るための留意点</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) <u>保険会社又は保険募集人が行う電話による新規の保険募集等（転換及び自らが締結した又は保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為を含む。）は、非対面で、顧客の予期しないタイミングで行われること等から、特に苦情等が発生しやすいといった特性等にかんがみ、当該行為を反復継続的に行う保険会社又は保険募集人は、トラブルの未然防止・早期発見に資する取組みを含めた保険募集方法を具体的に定め、実行するとともに、保険募集人に対して、適切な教育・管理・指導を行</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(5) 顧客情報は法的に許される場合及び顧客自身の同意がある場合を除き、第三者に開示していないか。</p> <p>(6) 貸付先の財務情報など、個別企業に関わる情報についても、厳重かつ慎重に取り扱っているか。</p> <p>II-4-4-1-2 法第 100 条の 2 に規定する業務運営に関する措置等</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) <u>規則第 53 条第 1 項第 4 号に規定する「被保険者のために積み立てられている額」には、規則第 10 条第 3 号に規定する契約者価額の計算の基</u></p>	<p><u>っているか。</u></p> <p><u>また、これらの取組みについて、適切性の検証等を行い、必要に応じて見直しを行っているか。</u></p> <p><u>その際の取組みとしては、以下の措置を含めた適切な取組みがなされているか。</u></p> <p>① <u>説明すべき内容を定めたトークスクリプト等を整備のうえ、徹底していること。</u></p> <p>② <u>顧客から、今後の電話を拒否する旨の意向があった場合、今後の電話を行わないよう徹底していること。</u></p> <p>③ <u>通話内容を記録・保存していること。</u></p> <p>④ <u>苦情等の原因分析及び再発防止策の策定及び周知を行っていること。</u></p> <p>⑤ <u>保険募集等を行った者以外の者による通話内容の確認（成約に至らなかったものを含む。）及びその結果を踏まえた対応を行っていること。</u></p> <p>(6) 顧客情報は法的に許される場合及び顧客自身の同意がある場合を除き、第三者に開示していないか。</p> <p>(7) 貸付先の財務情報など、個別企業に関わる情報についても、厳重かつ慎重に取り扱っているか。</p> <p>II-4-4-1-2 法第 100 条の 2 に規定する業務運営に関する措置等</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(削除)</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p><u>礎とする額並びに規則第 30 条の 5 第 1 項第 1 号（社員配当準備金）、規則第 70 条第 1 項第 1 号口（未経過保険料）、第 3 号（払戻積立金）及び第 4 号（契約者配当準備金等）等が含まれる。</u></p> <p><u>(5) 規則第 53 条第 1 項第 4 号に規定する「既契約と新契約が対比できる方法」が次のとおりとなっているか。</u> ①～③（略）</p> <p><u>(6) 規則第 53 条第 1 項第 4 号に規定する既契約と新契約の対比が適切に行われているか。</u> なお、同号に規定する「その他保険契約に関して重要な事項」とは、次に掲げる事項をいう。 ・ <u>保険料の払込方法、契約者配当又は社員に対する剰余金の分配の有無、予定利率の変動によって保険料が引き上げとなる事実、その他保険契約の特性から重要と認められる事項、のうち該当する事項</u></p> <p><u>(7) 規則第 53 条第 1 項第 4 号口に規定する保障内容を見直す方法が交付する書面に適切に記載されているか。</u> なお、同号に規定する「既契約を継続したまま保障内容を見直す方法」とは、次に掲げる方法をいう。 ①、②（略）</p> <p><u>(8) 規則第 53 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに定める書面の交付に関して、保険契約者から書面を受領した旨の確認を得ることについて、職員及び特定保険募集人に対する教育・管理・指導を行う体制が整備されているか。</u> また、職員及び特定保険募集人による受領確認の実施状況を調査・把握する体制が整備されているか。</p>	<p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(9) 運用報告書の作成に当たっては、以下の点に留意することとする。 ①、②（略）</p> <p>(10) 規則第 53 条第 1 項第 7 号の 2 に掲げる書面において、予定発生率の合理性を記載するにあたっては、基礎率変更権の設定に伴い、予定発生率を安易に変更して保険料等の変更を行うものではないことを契約者に示す観点から、予定発生率が合理的な基礎データに基づいて設定されていることを記載しているか。</p> <p>(11) 規則第 53 条第 1 項第 7 号の 3 に掲げる書面の作成にあたっては、以下のことに留意しているか。 ①、②（略）</p> <p>(12) 存続厚生年金基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 63 号）附則第 3 条第 11 号（定義）に規定する存続厚生年金基金をいう。）を保険契約者とする保険契約の引受けに関し、以下の点に留意した態勢が整備されているか。 ①～③（略）</p> <p>(13) 規則第 53 条に規定する措置に関して、当該書面等に記載又は説明すべき事項及び保険契約申込書等における当該書面の受領確認に関する文言の表示にあっては、文字の大きさ等に留意して、その平明性及び明確性が確保されているか。</p> <p>(14) 規則第 53 条の 4 に掲げる書面には、適正な保険募集を確保する観点から、以下の内容についての記載が含まれる必要がある。 ①～⑤（略）</p>	<p>(4) 運用報告書の作成に当たっては、以下の点に留意することとする。 ①、②（略）</p> <p>(5) 規則第 53 条第 1 項第 2 号に掲げる書面において、予定発生率の合理性を記載するにあたっては、基礎率変更権の設定に伴い、予定発生率を安易に変更して保険料等の変更を行うものではないことを契約者に示す観点から、予定発生率が合理的な基礎データに基づいて設定されていることを記載しているか。</p> <p>(6) 規則第 227 条の 2 第 3 項第 11 号に掲げる書面の作成にあたっては、以下のことに留意しているか。 ①、②（略）</p> <p>(7) 存続厚生年金基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 63 号）附則第 3 条第 11 号（定義）に規定する存続厚生年金基金をいう。）を保険契約者とする保険契約の引受けに関し、以下の点に留意した態勢が整備されているか。 ①～③（略）</p> <p>(8) 規則第 53 条に規定する措置に関して、当該書面等に記載又は説明すべき事項及び保険契約申込書等における当該書面の受領確認に関する文言の表示にあっては、文字の大きさ等に留意して、その平明性及び明確性が確保されているか。</p> <p>(9) 規則第 53 条の 4 に掲げる書面には、適正な保険募集を確保する観点から、以下の内容についての記載が含まれる必要がある。 ①～⑤（略）</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(15) 規則第 53 条の 7 第 1 項に規定する措置に関し、第一分野の保険（年金保険及び生存保険を除く。）及び法第 3 条第 4 項第 2 号に掲げる保険（損害を填補することを約した保険を除く。）の契約について、 ①～⑤（略）</p>	<p>(10) 規則第 53 条の 7 第 1 項に規定する措置に関し、第一分野の保険（年金保険及び生存保険を除く。）及び法第 3 条第 4 項第 2 号に掲げる保険（損害を填補することを約した保険を除く。）の契約について、 ①～⑤（略）</p>
<p>(16) 規則第 53 条の 7 第 1 項に規定する措置に関し、生命保険及び損害保険の契約について、保険契約者又は被保険者本人が、所定の欄に署名又は記名押印することを確保するための方法を含む社内規則等が適切に定められ、それに基づき業務が運営されるための十分な体制が整備されているか。 なお、本人以外の者に押印を行わせる場合には、社内規則等に本人以外の者が押印を行える場合を限定して規定するとともに、その場合における取扱いを規定しているか。</p>	<p>(11) 規則第 53 条の 7 第 1 項に規定する措置に関し、生命保険及び損害保険の契約について、保険契約者又は被保険者本人が、所定の欄に署名又は記名押印することを確保するための方法を含む社内規則等が適切に定められ、それに基づき業務が運営されるための十分な体制が整備されているか。 なお、本人以外の者に押印を行わせる場合には、社内規則等に本人以外の者が押印を行える場合を限定して規定するとともに、その場合における取扱いを規定しているか。</p>
<p>(17) 規則第 53 条の 7 第 1 項に規定する措置に関し、保険契約の申込みを受けるにあたり、顧客に対して契約内容の確認を求めるとともに、例えば、申込書の写しや申込内容を記載した書面等を顧客に交付する等の体制が整備されているか。 （注）非対面の方式により保険契約の申込みを受ける場合は、以下のような点に留意すること。 ①～②（略）</p>	<p>(12) 規則第 53 条の 7 第 1 項に規定する措置に関し、保険契約の申込みを受けるにあたり、顧客に対して契約内容の確認を求めるとともに、例えば、申込書の写しや申込内容を記載した書面等を顧客に交付する等の体制が整備されているか。 （注）非対面の方式により保険契約の申込みを受ける場合は、以下のような点に留意すること。 ①～②（略）</p>
<p>(18) 規則第 53 条の 7 第 1 項に規定する措置に関し、トンチン性の高い商品については、保険会社等が顧客に対して、その商品特性について十分説明を行うための体制が整備されているか。 （注）トンチン性とは、死亡者の持分が生存者に移ることにより、生存者により多くの給付が与えられる割合のこと。</p>	<p>(13) 規則第 53 条の 7 第 1 項に規定する措置に関し、トンチン性の高い商品については、保険会社等が顧客に対して、その商品特性について十分説明を行うための体制が整備されているか。 （注）トンチン性とは、死亡者の持分が生存者に移ることにより、生存者により多くの給付が与えられる割合のこと。</p>
<p>(19) 個人である顧客に関する情報については、規則第 53 条の 8 に基づ</p>	<p>(14) 個人である顧客に関する情報については、規則第 53 条の 8 に基づ</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>き、その安全管理、従業員の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。</p> <p>①、②（略）</p> <p>(20) 個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（注）を、規則第 53 条の 10 に基づき、保護法ガイドライン第 6 条第 1 項各号に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。（注）その他の特別の非公開情報とは、以下の情報をいう。</p> <p>①～③（略）</p> <p>(21) 相互会社の社員の権利義務に関する説明（略）</p>	<p>き、その安全管理、従業員の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。</p> <p>①、②（略）</p> <p>(15) 個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（注）を、規則第 53 条の 10 に基づき、保護法ガイドライン第 6 条第 1 項各号に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。（注）その他の特別の非公開情報とは、以下の情報をいう。</p> <p>①～③（略）</p> <p>(16) 相互会社の社員の権利義務に関する説明（略）</p>
<p>V. 保険仲立人関係</p> <p>V-5 業務関係</p> <p>V-5-6 保険契約の募集上の留意点</p> <p>保険契約の締結及び保険募集については、<u>生命保険募集人及び損害保険代理店の取扱い（Ⅱ-4-2-2）に、少額短期保険契約の場合にあっては少額短期保険募集人における取扱い（少額短期保険業者向けの監督指針Ⅱ-3-3-2）に、それぞれ準ずるものとする。</u></p> <p><u>なお、「契約概要」・「注意喚起情報」については、Ⅱ-4-2-2-（5）及び少額短期保険業者向けの監督指針Ⅱ-3-3-2（2）も参照のうえ、適切な情報の提供、説明を行うよう留意すること。</u></p>	<p>V. 保険仲立人関係</p> <p>V-5 業務関係</p> <p>V-5-6 保険契約の募集上の留意点</p> <p>保険仲立人においては、その業務の特性に応じ、<u>保険契約の締結及び保険募集に関し、保険募集人の取扱い（Ⅱ-4-2）に、少額短期保険契約の場合にあっては、少額短期保険募集人における取扱い（少額短期保険業者向けの監督指針Ⅱ-3-3-2）に、それぞれ準じた適切な措置を講じる必要がある。</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(新設)</p> <p>V-5-7 苦情等への対処（金融ADR制度への対応も含む。）（略）</p> <p>V-5-8 帳簿書類（略）</p>	<p><u>V-5-7 保険仲立人の体制整備義務</u></p> <p><u>保険仲立人においては、保険募集に関する業務について、II-4-2-9を参照のうえ、業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じているか。</u></p> <p>V-5-8 苦情等への対処（金融ADR制度への対応も含む。）（略）</p> <p>V-5-9 帳簿書類（略）</p>